

# 令和7年度 第3回 介護情報基盤に係る自治体説明会

厚生労働省 老健局 老人保健課

令和8年3月17日

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

## アジェンダ

1. はじめに
2. 自治体の介護情報基盤利用開始時期
3. 介護情報基盤に関する補足説明
4. 介護保険資格確認等WEBサービスの利用イメージ
5. 令和8年度における介護事業所と医療機関に対する支援策
6. 認定ソフトの補足事項
7. その他
8. 第2回自治体説明会のFAQ
9. 事前質問への回答

## アジェンダ

1. **はじめに**
2. 自治体の介護情報基盤利用開始時期
3. 介護情報基盤に関する補足説明
4. 介護保険資格確認等WEBサービスの利用イメージ
5. 令和8年度における介護事業所と医療機関に対する支援策
6. 認定ソフトの補足事項
7. その他
8. 第2回自治体説明会のFAQ
9. 事前質問への回答

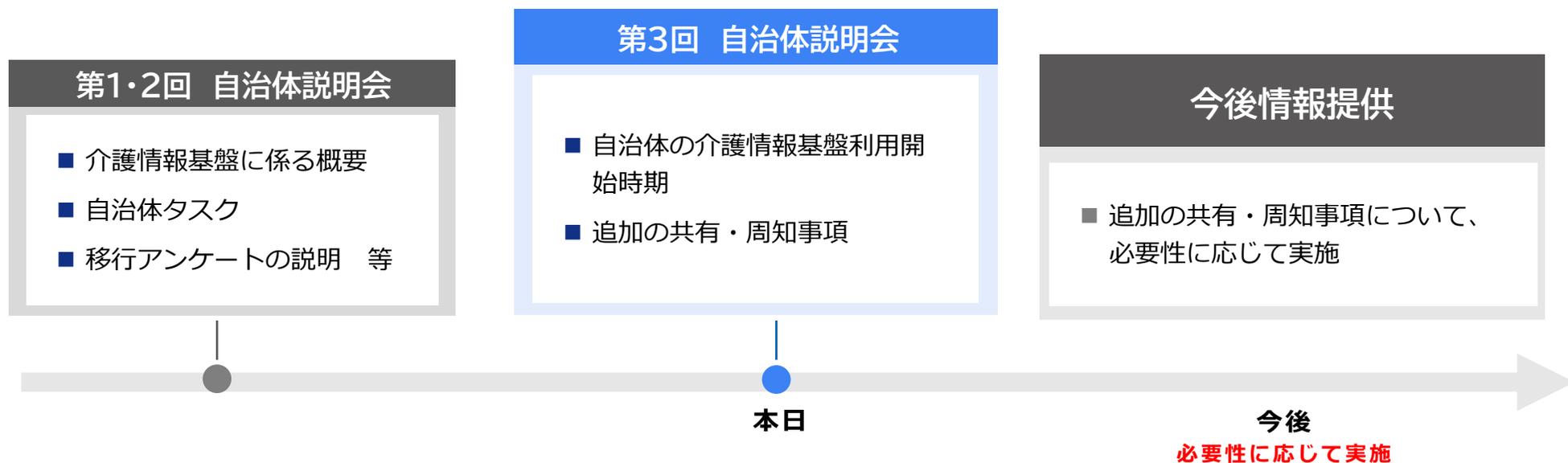
## はじめに ー自治体説明会の目的ー

### 第3回自治体説明会の目的

- 自治体の介護情報基盤利用開始時期に関する共有
- 第1・2回自治体向け説明会から追加となる介護情報基盤に係る共有・周知

### 今後の情報提供予定

- 追加の共有・周知事項に関して、必要性に応じて実施



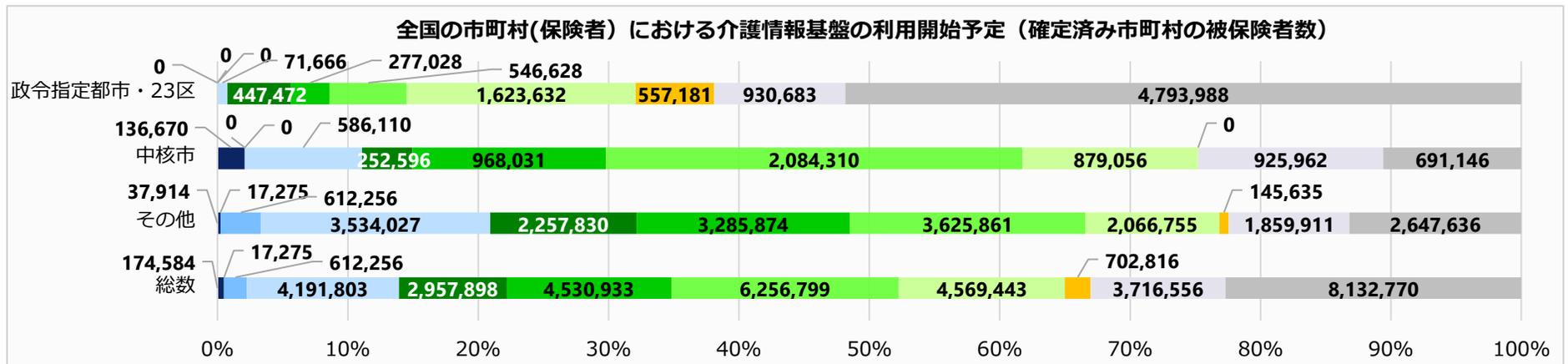
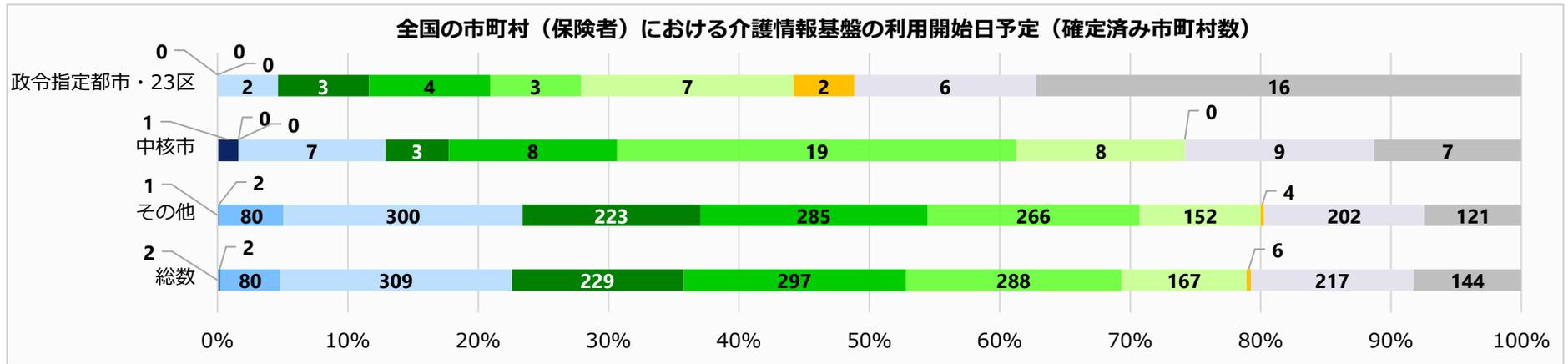
## アジェンダ

1. はじめに
- 2. 自治体の介護情報基盤利用開始時期**
3. 介護情報基盤に関する補足説明
4. 介護保険資格確認等WEBサービスの利用イメージ
5. 令和8年度における介護事業所と医療機関に対する支援策
6. 認定ソフトの補足事項
7. その他
8. 第2回自治体説明会のFAQ
9. 事前質問への回答

# 介護情報基盤における利用開始日確定状況（令和8年3月4日時点）

- 令和7年9月に実施した、全国の自治体を対象に介護情報基盤への初期セットアップ可能時期を確認する目的のアンケート結果をもとに、スケジュールを策定し自治体へと通知中。
- **現時点において、利用開始日が確定している自治体数は1379自治体（被保険者数では約2390万人）。令和8年度末までの利用開始が確定している自治体数は392自治体（約23%）、被保険者数は約486万人（約14%）。令和9年度末までの利用開始が確定している自治体数は1373自治体（約79%）、被保険者数は約2317万人（約65%）。**

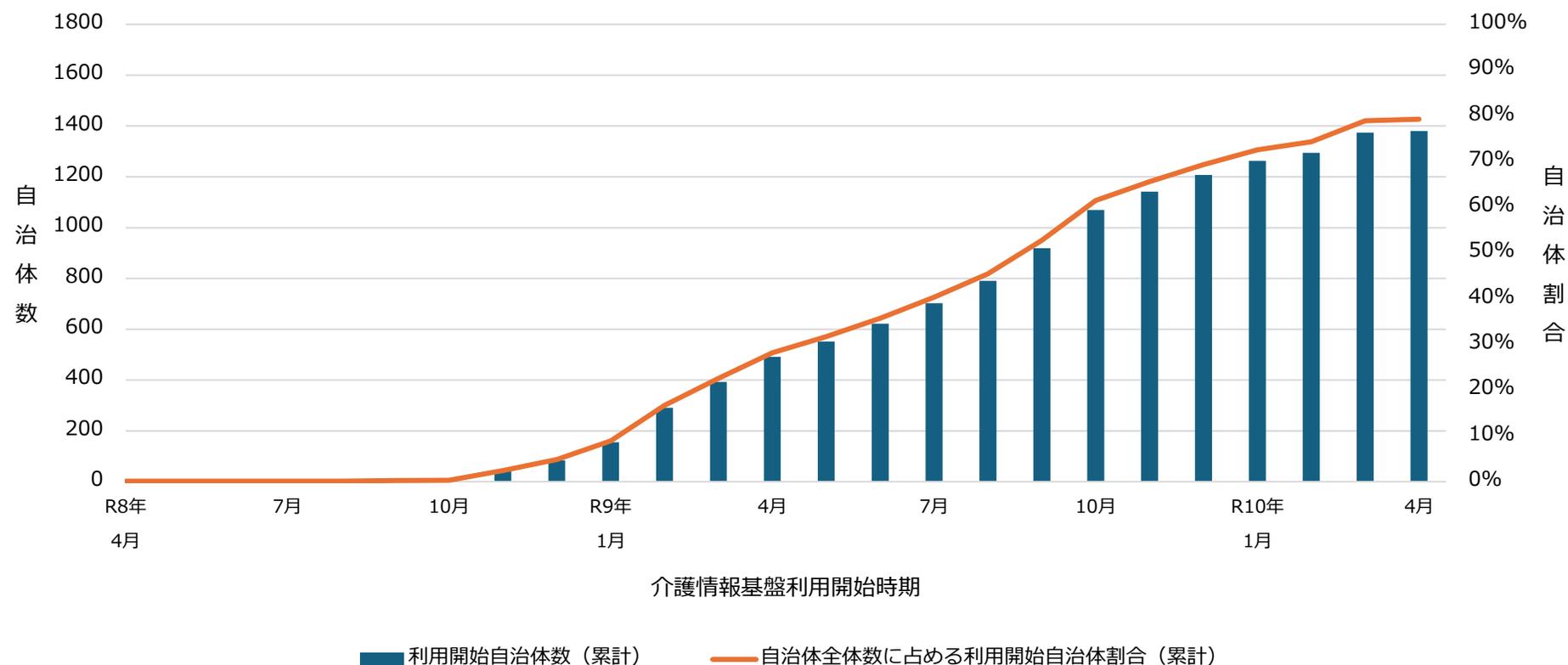
■ 令和8年4~6月 ■ 令和8年7~9月 ■ 令和8年10~12月 ■ 令和9年1~3月 ■ 令和9年4~6月 ■ 令和9年7~9月 ■ 令和9年10~12月 ■ 令和10年1~3月 ■ 令和10年4月 ■ 調整中 ■ 未定



# 自治体の介護情報基盤利用開始時期（令和8年3月4日時点）

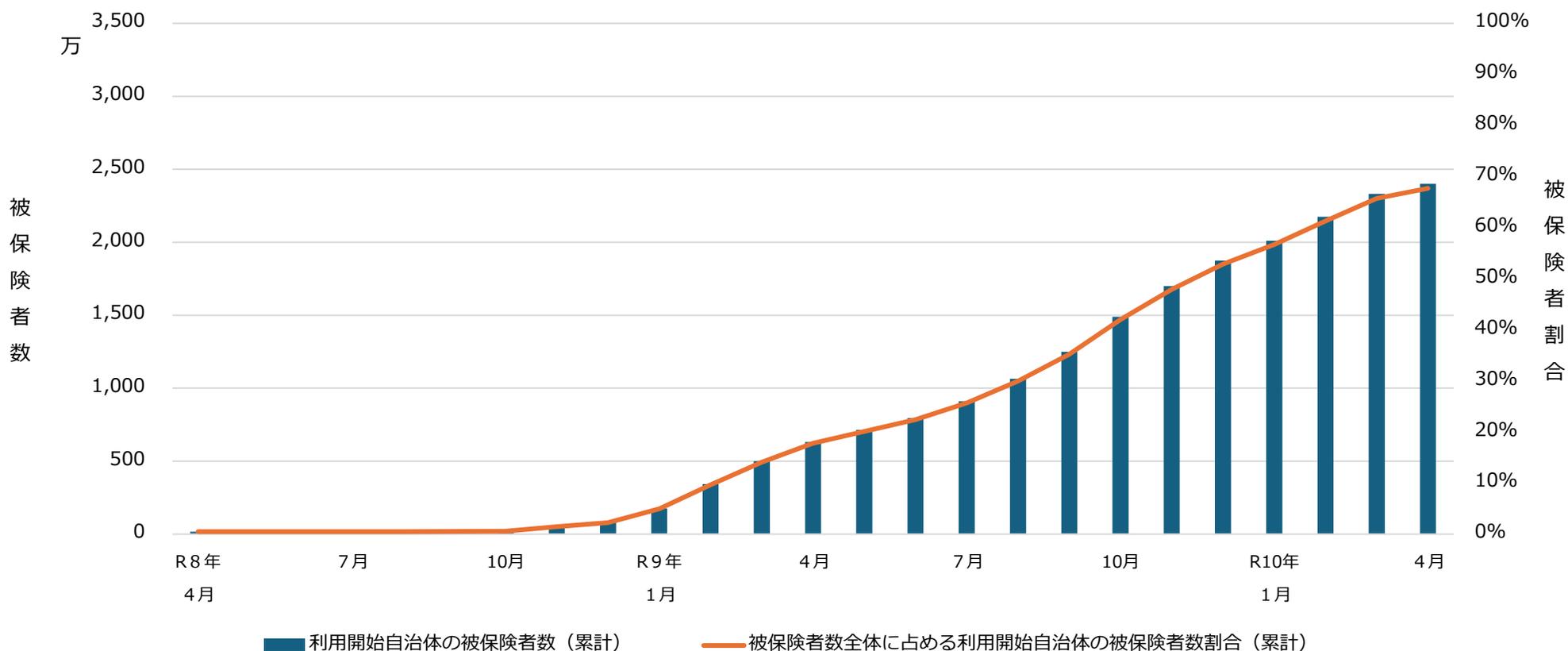
- 利用自治体数は令和8年11月から増加しだし、本格運用開始日である令和10年4月時点までには、自治体数で約79.2%、被保険者数で約66.6%（1379自治体、被保険者数では約2390万人）が利用開始する見込み。

全国の市町村（保険者）における介護情報基盤利用開始時期（市町村数）



# 自治体の介護情報基盤利用開始時期（令和8年3月4日時点）

## 全国の市町村（保険者）における介護情報基盤利用開始予定 （被保険者数）



## アジェンダ

1. はじめに
2. 自治体の介護情報基盤利用開始時期
- 3. 介護情報基盤に関する補足説明**
4. 介護保険資格確認等WEBサービスの利用イメージ
5. 令和8年度における介護事業所と医療機関に対する支援策
6. 認定ソフトの補足事項
7. その他
8. 第2回自治体説明会のFAQ
9. 事前質問への回答

# 介護情報基盤による介護情報の共有範囲と情報閲覧機能実装予定時期

- 灰色斜線セルにある情報の種類・様式は、利用者の同意が取得されていない場合は表示されない情報
- 点線で囲われた情報の種類・様式は、情報閲覧機能の実装が令和8年4月1日以降になる情報
- ○は該当する関係者が閲覧可能な情報
- 居宅介護支援事業所と介護事業所については、利用者本人確認を行った上でサービス提供を継続している事業所においてのみ情報閲覧が可能（サービス提供のレセプトの継続的な発生により識別）
- 医療機関については、保険者から主治医意見書作成依頼書が送付された医療機関を想定

情報の種類	様式等	介護情報基盤で情報共有する関係者					
		利用者	市区町村	居宅介護支援事業所	介護事業所		医療機関
					介護老人保健施設 介護医療院	その他	
要介護認定情報	①認定調査票		○	○	○ (※1※2)	○ (※2)	○ (※3)
	②主治医意見書		○	○	○ (※1※2)	○ (※2)	○ (※3)
	③介護保険被保険者証等 (介護被保険者証、負担割合証、負担限度額認定証、要介護認定審査進捗状況を含む)	○	○	○	○	○	○
	④要介護認定申請書	○ (※4)	○		令和8年度下期実装予定		
LIFE情報	①LIFE情報 (ADL等)	○	○	○	○	○	○
ケアプラン	(1) 居宅サービス ①第1表 居宅サービス計画書(1) ②第2表 居宅サービス計画書(2) ③第3表 週間サービス計画表 ④第6表 サービス利用票 ⑤第7表 サービス利用票別表 (2) 施設サービス ⑥第1表 施設サービス計画書(1) ⑦第2表 施設サービス計画書(2) ⑧第3表 週間サービス利用表	○	○	○	○	○	○
住宅改修費用等の情報	①介護保険住宅改修費用利用情報 ②介護保険福祉用具購入費用利用情報	○	○	○	○	○	○

※1 主治医意見書作成依頼が送付された施設の、職種が医師である職員に限り、要介護認定申請書提出日から30日間のみ、①認定調査票及び②主治医意見書を閲覧可能

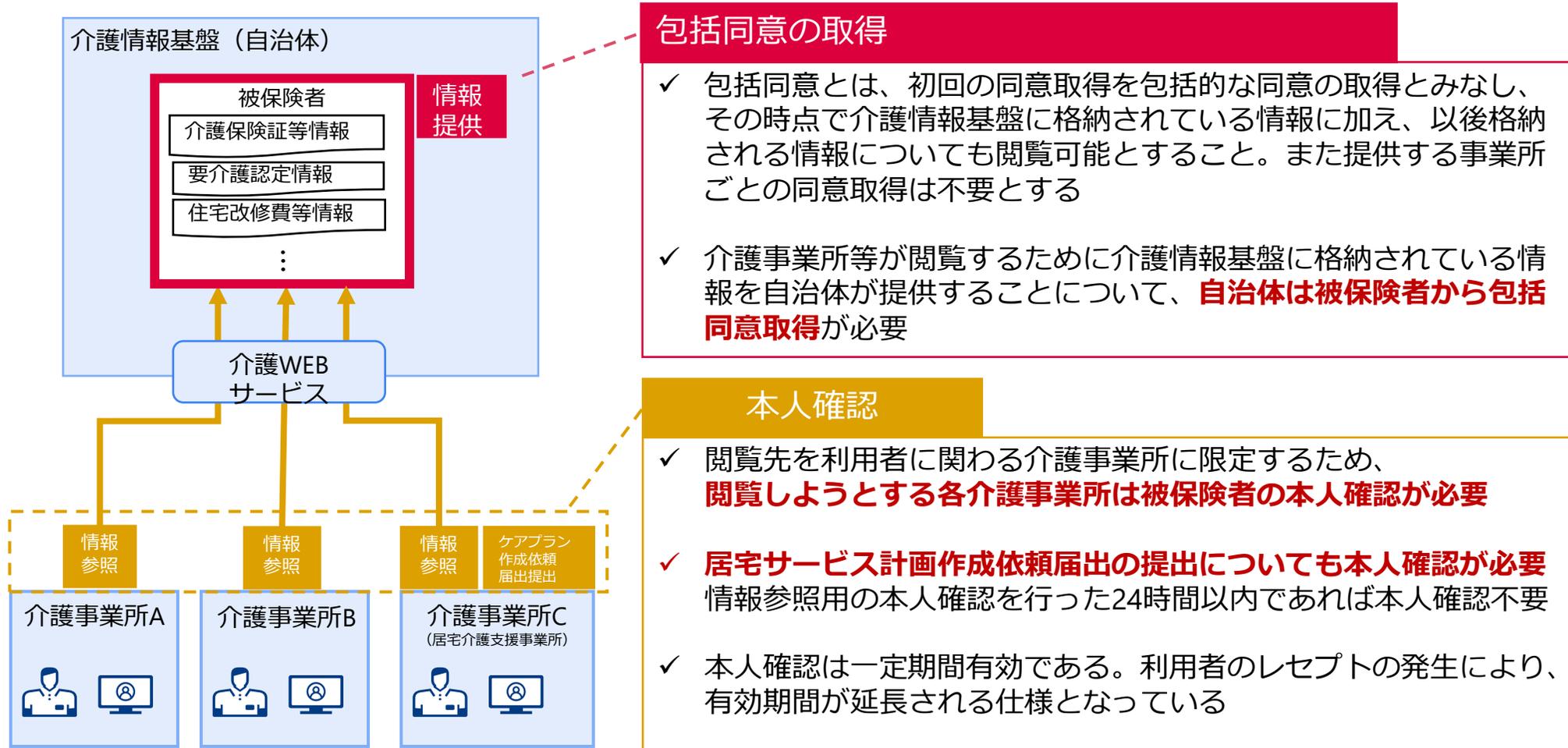
※2 施設職員のうち、職種がケアマネである職員に限り、居宅介護支援事業所と同様に①認定調査票及び②主治医意見書を閲覧可能

※3 主治医意見書作成依頼が送付された医療機関の、職種が医師と医師事務作業補助者である職員に限り、要介護認定申請書提出日から30日間のみ、①認定調査票及び②主治医意見書を閲覧可能

※4 従来より利用者本人が保持している情報として閲覧可能

## 介護情報基盤に関する補足説明 ー包括同意に関する情報ー

- 第2回自治体説明会では、介護情報基盤に格納されている情報を介護事業所等が介護WEBサービスから参照する際には、① 包括同意の取得② 本人確認が必要となることについて説明した。



## 参考：要介護（要支援）認定申請書の様式変更

- 要介護（要支援）認定申請書について、既存の同意欄を包括同意用に改正した様式を令和7年11月20日に通知（介護保険最新情報Vol.1439）。  
 ※平成21年9月30日付老発0930第5号厚生労働省老健局長通知「要介護認定等の実施について」を一部改正
- 介護情報基盤には、要介護認定情報等、ケアプラン情報、LIFE情報が格納され、介護事業所等が電子的に閲覧することができるようになる。これらの情報を閲覧することについて、利用者の同意取得が必要となる。
- 包括同意を取得していない被保険者については、介護情報基盤を用いてこれらの情報の提供が行えないことから、申請日が令和8年4月1日以降の申請については、標準化対応の完了時期に関わらず、各自治体において必要な対応を図りたい。
- なお、通知における「なお、本通知の適用の際、現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができることとする」とは、例えば、旧様式で印刷されている未使用の用紙を修正し、新様式として使用する等を想定している。

(新)

介護サービス計画の作成等介護保険事業の適切な運営のために必要があるときは、要介護認定・要支援認定にかかる調査内容、介護認定審査会による判定結果・意見、主治医意見書、〇〇市（町村）が提供を受けた介護サービス計画及び介護予防サービス計画並びに居宅サービス事業者又は介護保険施設の関係人が取得した心身の状況等の情報を、〇〇市（町村）から地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、介護保険施設、介護予防支援事業者、介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者の関係人、介護予防・日常生活支援総合事業を行う者、主治医意見書に係る医師又は認定調査に従事した調査員に提示する（地域支援事業として介護情報基盤経由で電子的に行う場合を含む。）ことに同意します。

本人氏名

(旧)

介護サービス計画の作成等介護保険事業の適切な運営のために必要があるときは、要介護認定・要支援認定にかかる調査内容、介護認定審査会による判定結果・意見、及び主治医意見書を、〇〇市（町村）から地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者若しくは介護保険施設の関係人、主治医意見書を記載した医師又は認定調査に従事した調査員に提示することに同意します。

本人氏名

※要介護（更新）認定・要支援（更新）認定申請書、要介護認定・要支援認定区分変更申請書の両様式とも、同じ記載

## 情報共有に係る同意取得と包括同意に関する仕様について

- 自治体の介護保険システムから介護情報基盤へのデータ移行（初期セットアップ）の際に、被保険者の同意情報（同意の有無に関する情報）についても連携することとしている。
- 同意情報は、要介護（要支援）認定の申請日が令和8年4月1日以降、かつ、「同意取得あり」の場合には、介護情報基盤上「包括同意あり」として連携される仕様としている。
- このため、申請日が令和8年4月1日以降の要介護（要支援）認定申請については、標準化対応の完了時期に関わらず、各自治体において必要な対応を図るよう、改めてお願いする。

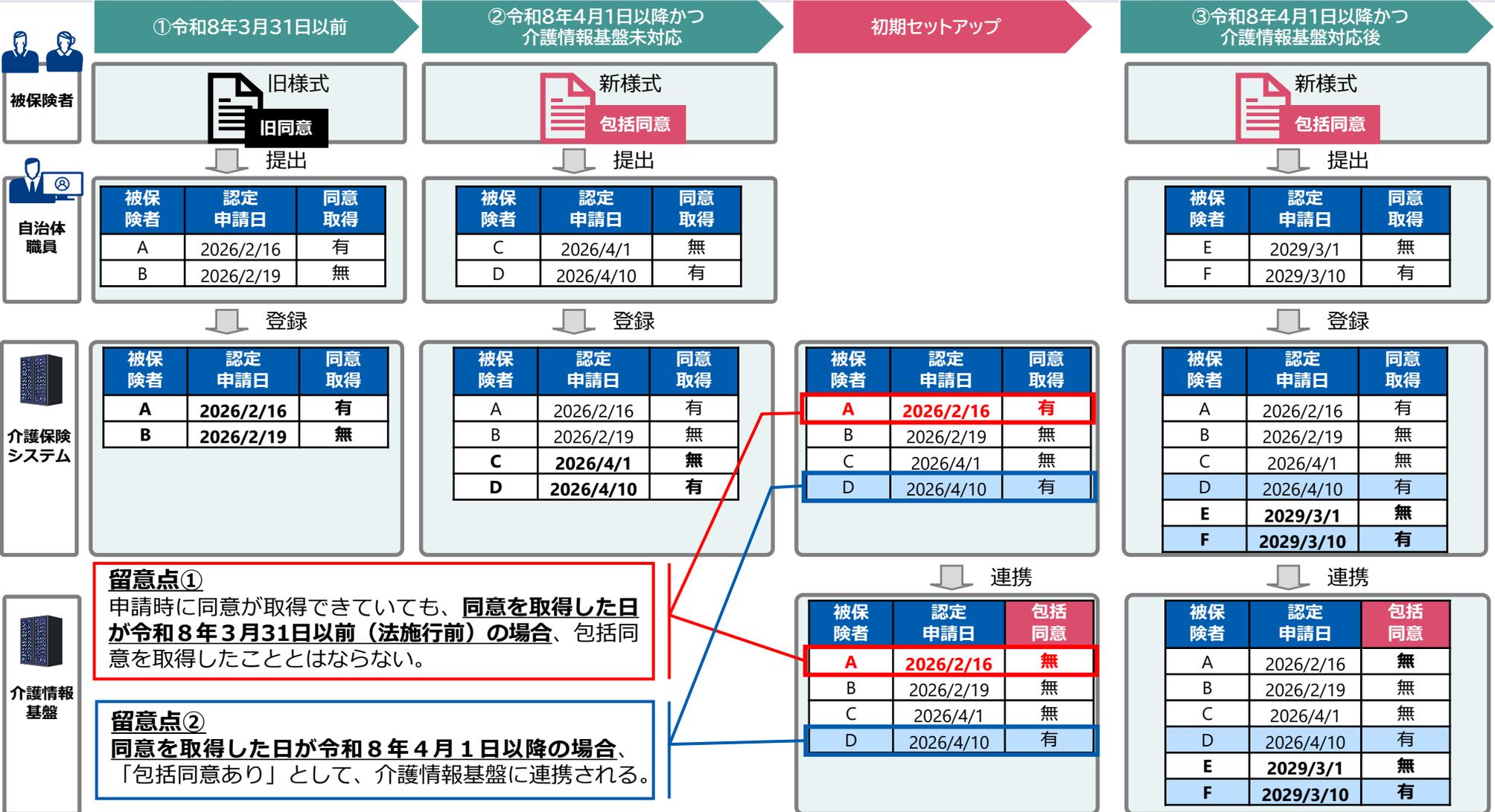
### <介護情報基盤への対応と要介護認定申請時に取得した同意の取扱いについて>

	令和7年度			令和8年度				令和9年度				令和10年度		
	~2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q~
マイルストーン	第9期介護保険計画			第10期介護保険計画										
				▲改正介護保険法施行 (R8.4.1) ▲介護情報基盤稼働 (R8.4.1)				▲介護情報基盤との連携を含めた標準化対応の適合基準日 (R9.1.1) ▲介護情報基盤本格運用 (R10.4.1)						
要介護認定申請書	旧様式			新様式										
同意の扱い	①令和8年3月31日以前			②令和8年4月1日以降かつ介護情報基盤対応前				介護情報基盤への対応				③令和8年4月1日以降かつ介護情報基盤対応後		
	旧様式による同意かつ法施行前 ⇒包括同意取得とはならない			新様式による同意かつ法施行後（基盤対応前） ⇒包括同意取得となるが、介護情報基盤には連携されない								新様式による同意かつ法施行後（基盤対応後） ⇒包括同意取得となり、介護情報基盤に連携される		

## 参考：初期セットアップ時における包括同意に関する処理について

- 介護情報基盤への対応に当たって、要介護（要支援）認定申請書における同意の取扱いについて、①令和8年3月31日以前、②令和8年4月1日以降かつ介護情報基盤未対応、③令和8年4月1日以降かつ介護情報基盤対応後の3つの期間で整理した。

(注) 旧同意とは、令和8年3月31日以前に要介護（要支援）認定申請書において取得した同意のこと。



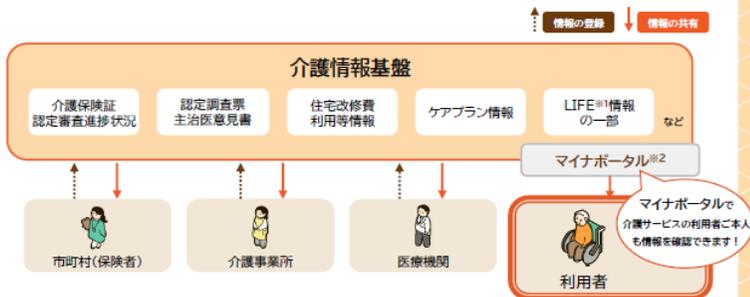
# 介護情報基盤に関する補足説明 ー包括同意に関する情報ー

- 要介護（要支援）認定申請の受付時等に活用できる、介護情報基盤に関する被保険者向け説明資料を、「介護情報基盤に関する被保険者向け説明資料について」（令和8年2月18日厚生労働省老健局老人保健課事務連絡）で通知。
- 保険者ロゴの追加、及び「お住まいの自治体からのお知らせ」欄を修正のうえ、必要に応じて活用いただきたい。

## 介護サービスを利用する皆様へ 介護情報基盤の運用開始に関するご案内

令和8年4月1日から介護情報基盤の運用が開始しました。  
介護情報基盤とは、皆様の介護サービス利用に関する情報をひとつに集約し、皆様の同意に基づいて介護サービス提供に関わる関係者の間で共有する仕組みです。

### 介護情報基盤によって共有される情報と関係者



※1) LIFE  
介護事業所が、介護サービス利用者の状態や、行っているケアの計画・内容などを一定の様式で提出することで、入力内容が集計・分析され、当該事業所や利用者にてフィードバックされる情報システムです。

※2) マイナポータル  
個人向け行政サービスのオンライン窓口であり、マイナンバーカードを利用して、手続きや本人情報の確認などの行政サービスを利用できます。

### 留意事項

- マイナポータルから閲覧できるのは、介護保険証・認定審査進捗状況、住宅改修費利用等情報、ケアプラン情報、LIFE情報の一部です。
- 令和8年4月1日時点において、マイナポータルから介護保険証情報が閲覧可能です。その他の情報がマイナポータルから閲覧可能になるのは、お住まいの自治体が介護情報基盤の利用を開始してからです。
- 認定調査票・主治医意見書、ケアプラン情報、LIFE情報の一部は、皆様の同意に基づき関係者間で情報が共有されます。

### 介護情報基盤によってできること

#### スムーズな情報の管理

健康保険証などと同様に、マイナポータル上でご自身の介護保険証などの情報を確認できるようになります。



#### 安心感

介護保険証や介護保険に関する書類などの紛失の心配が減り、災害や緊急時においても安心です。



#### より良いサービスの利用

介護事業所と市町村との間や、介護事業所間での情報のやりとりにより、より質の向上した介護サービスが利用できます。また、自身の介護情報に合わせて、主体的にサービスを選択できます。



### 介護情報基盤を利用するための皆様へのおねがい

- 要介護認定申請(新規・更新・区分変更)時に、介護情報基盤を利用した情報共有を行うことに同意いただける方には、当該申請書において同意をいただきます。  
※同意しないこともできますし、一度同意した場合でも撤回は可能です。
- 申請書で同意をいただけない場合には、居宅介護支援事業所などで皆様から同意をいただくこともあります。
- 皆様が利用する介護事業所において、介護情報基盤を利用して最初に情報を閲覧する際に、マイナンバーカードまたは介護保険証が必要になります。  
※マイナンバーカードまたは介護保険証を用いて本人確認を行います。

### お住まいの自治体からのお知らせ

- XX区/市/町/村においては、XX年XX月XX日から介護情報基盤の利用を開始します。
- XX区/市/町/村において、介護情報基盤の利用開始日は現在未定です。決まり次第、XX（記載例：介護情報基盤ポータルや各自治体のホームページ）でお知らせします。

## 令和8年度地域支援事業における自治体負担額について

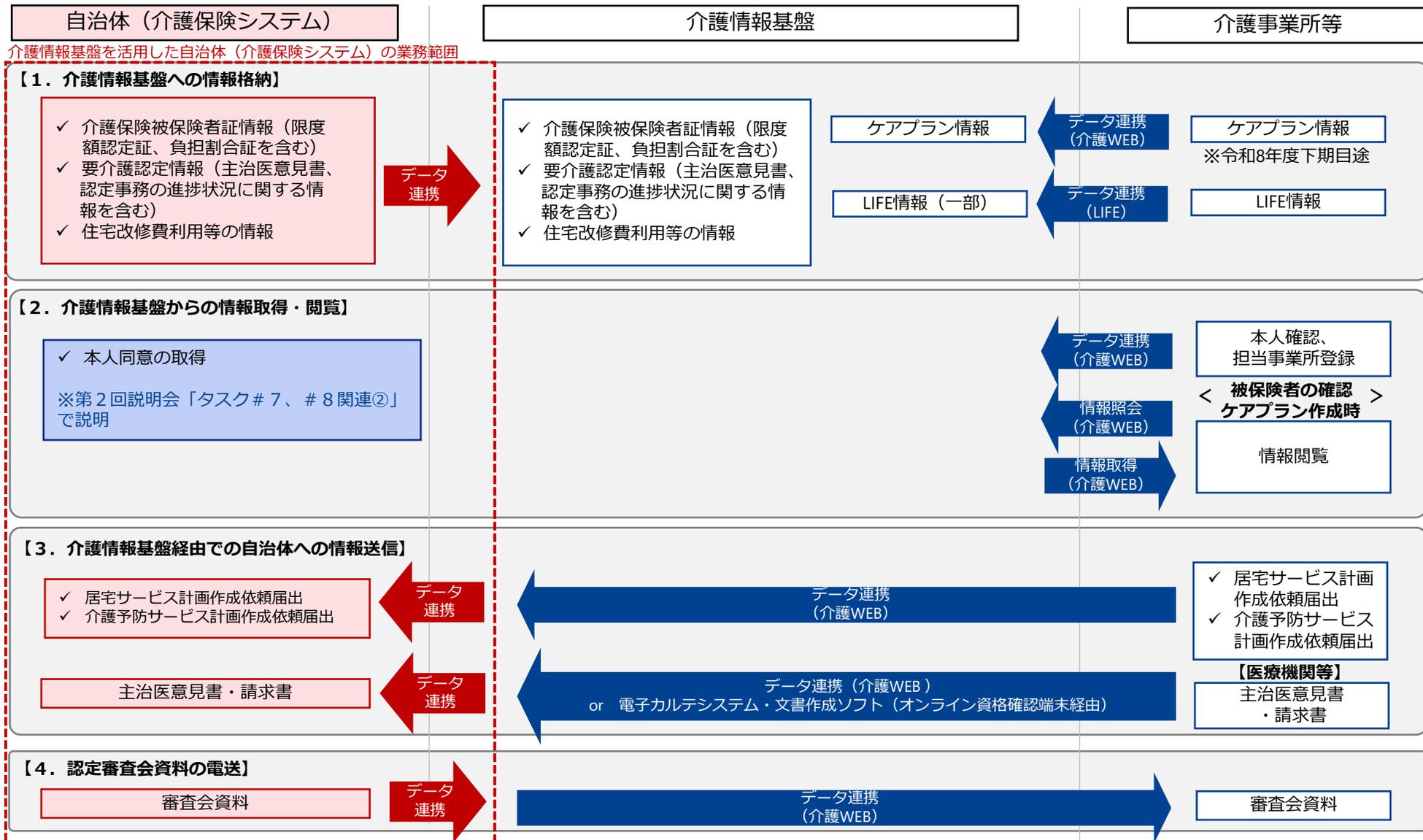
- 令和8年度に、地域支援事業において各市町村の介護情報基盤に関する経費負担は発生しない見込み
  
- 「令和8年度の地域支援事業における介護情報基盤の対応について」（令和8年1月26日厚生労働省老健局老人保健課事務連絡）で周知しているとおり、令和7年度補正予算において介護情報基盤の開発等に必要な経費を補助するための所要の予算が計上されており、**令和8年度に各市町村が実施する地域支援事業において、介護情報基盤に関する経費負担は発生しない見込み。**
  
- 令和9年度以降における各市町村の負担額については、決まり次第お知らせする。

## アジェンダ

1. はじめに
2. 自治体の介護情報基盤利用開始時期
3. 介護情報基盤に関する補足説明
4. **介護保険資格確認等WEBサービスの利用イメージ**
5. 令和8年度における介護事業所と医療機関に対する支援策
6. 認定ソフトの補足事項
7. その他
8. 第2回自治体説明会のFAQ
9. 事前質問への回答

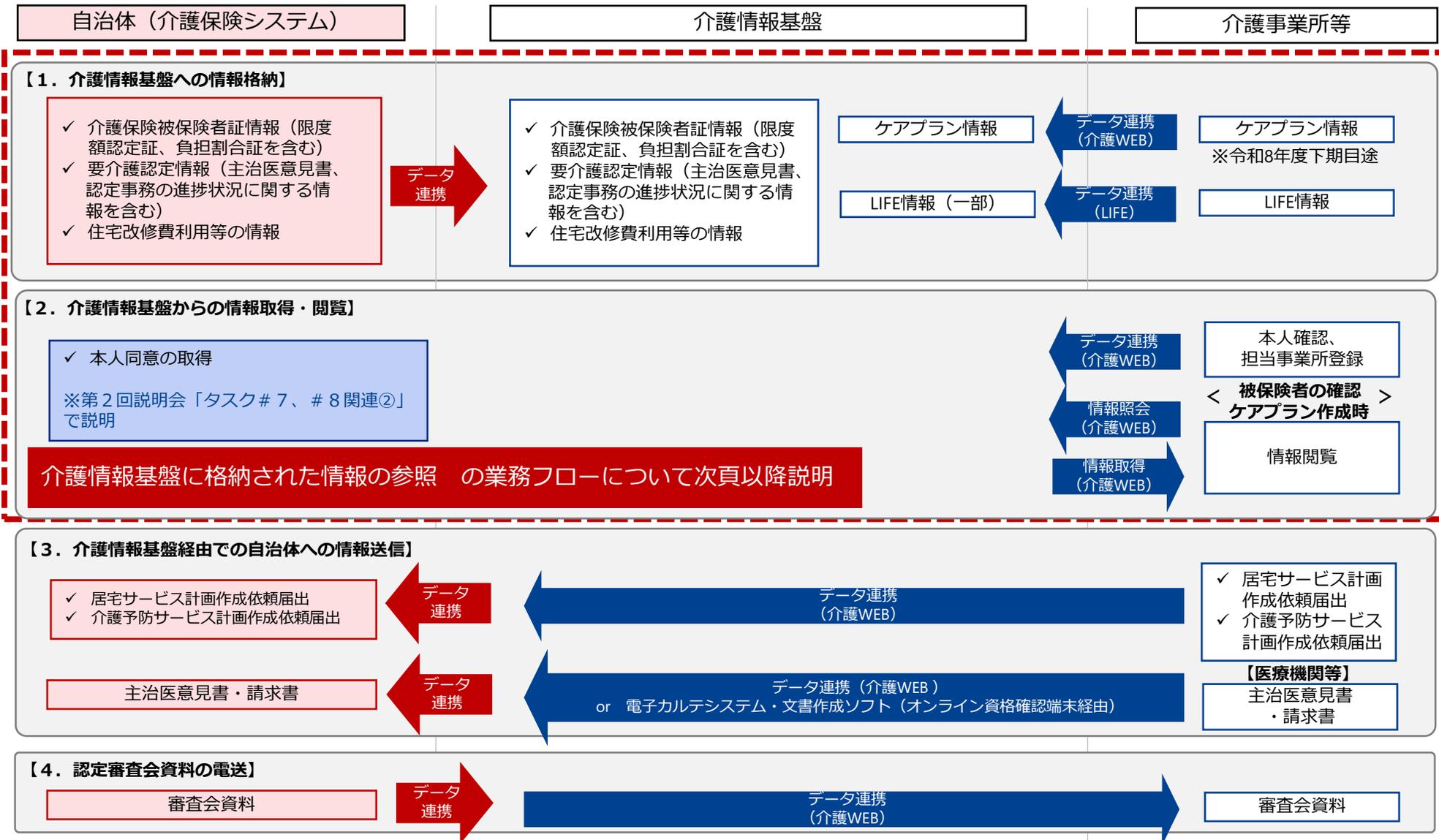
## 介護情報基盤を活用した業務の流れ（イメージ）

- 介護情報基盤を活用した業務の流れは、以下のとおり。



## 介護情報基盤を活用した業務の流れ（イメージ）

- 介護情報基盤を活用した業務の流れは、以下のとおり。

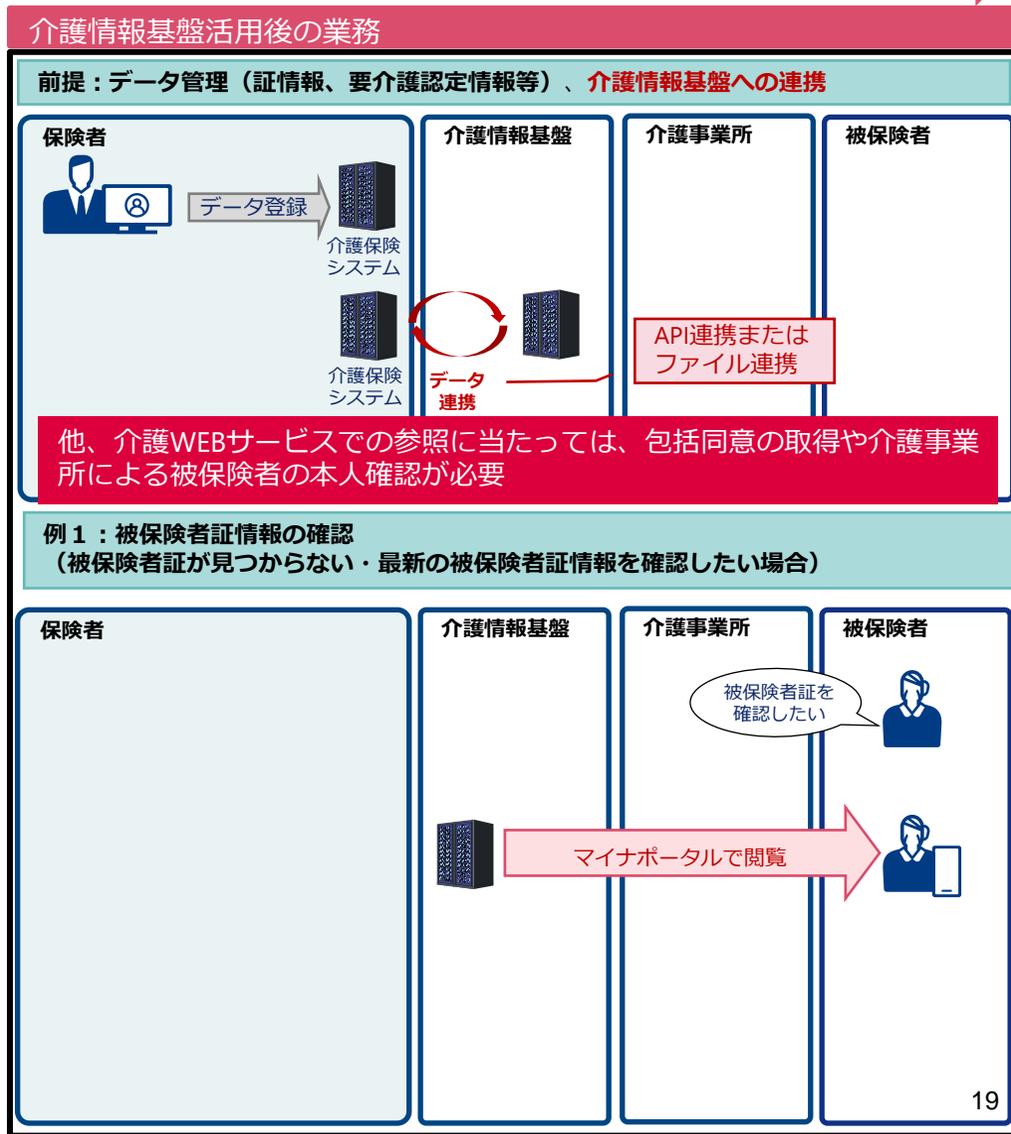
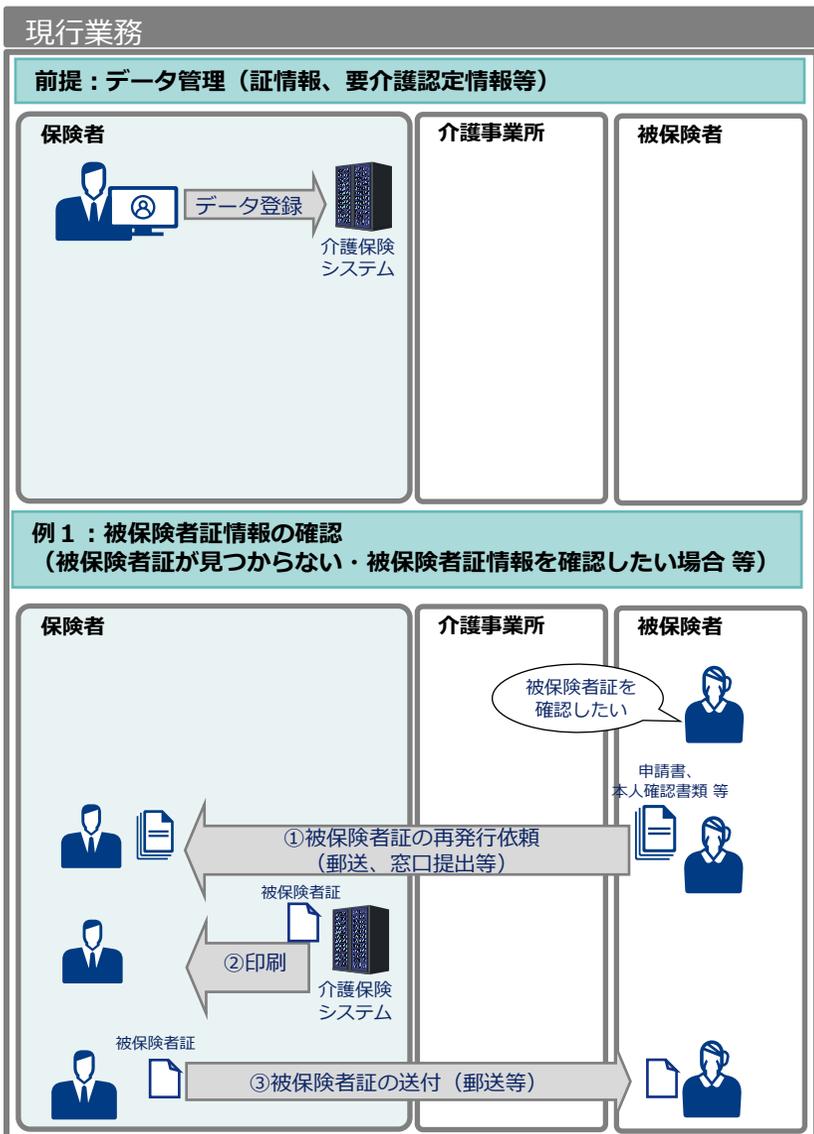


## 介護情報基盤に格納した情報の参照に伴う自治体業務の変化 例（1 / 3）

- 介護情報基盤に格納した情報が参照できることによる自治体業務の変化の一例は下図のとおり。

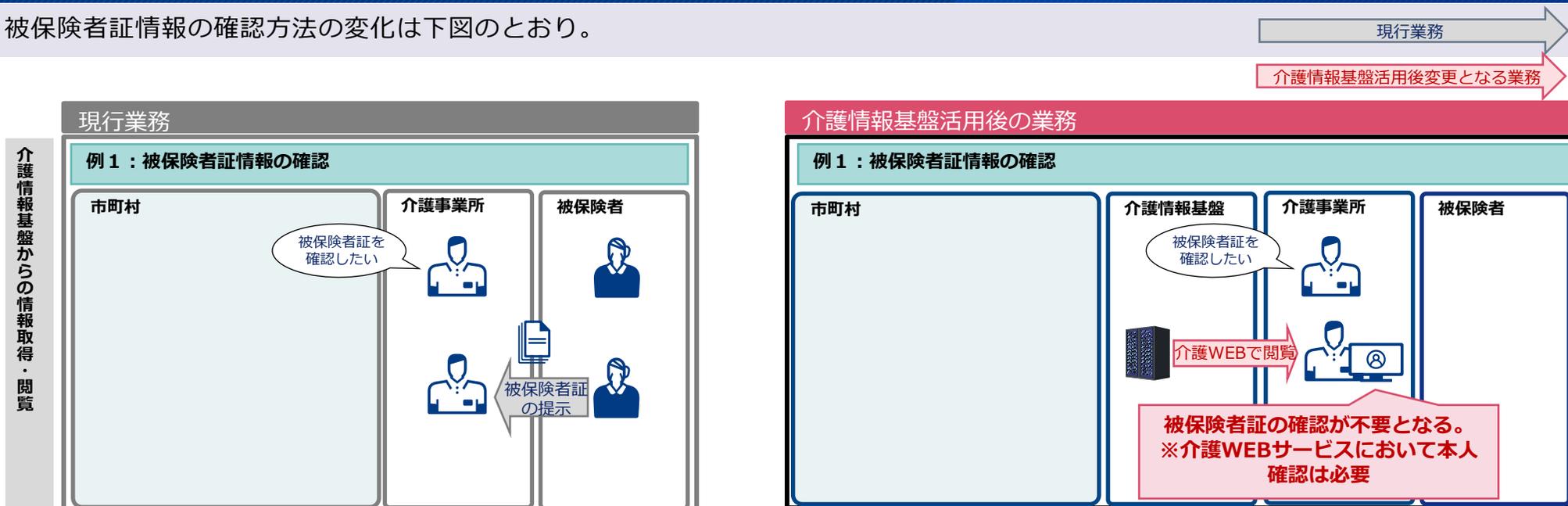


介護情報基盤からの情報取得・閲覧



## 介護情報基盤に格納した情報の参照に伴う介護事業所業務の変化（被保険者証情報）

- 被保険者証情報の確認方法の変化は下図のとおり。



## 参考) 介護WEBサービスの画面 (被保険者証情報)

- 介護WEBサービスにおける被保険者証の画面イメージは下図のとおり。(開発中のため、画面は変わる可能性があります。)

### 被保険者証情報画面

### 利用者詳細

タブを切り替えることにより利用者の詳細情報を確認できます。

伊藤 海翔 (イトウ カイト)  
被保険者番号: 4005231411 昭和09年06月11日(1934/06/11) 男  
東京都〇〇区〇〇〇〇1-1 〇〇〇〇

証情報 | 認定情報 | 認定審査会選抄 | ケアプラン作成依頼届出代行届出 | LIFE | 住宅改修福祉用具購入 | 同意

◀ サマリ | 介護保険 | 負担割合 | 負担限度 | 負担減免 | 社福軽減 | 訪介護額 | 離島等地域 ▶

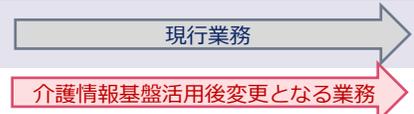
証情報 (サマリ)

介護保険 | 負担割合 | 負担限度 | 負担減免 | 社福軽減 | 訪介護額 | 離島等地域 | 中山間地域 | 負担限度 (旧借) | 負担減免 (旧借) | 社福軽減 (特)

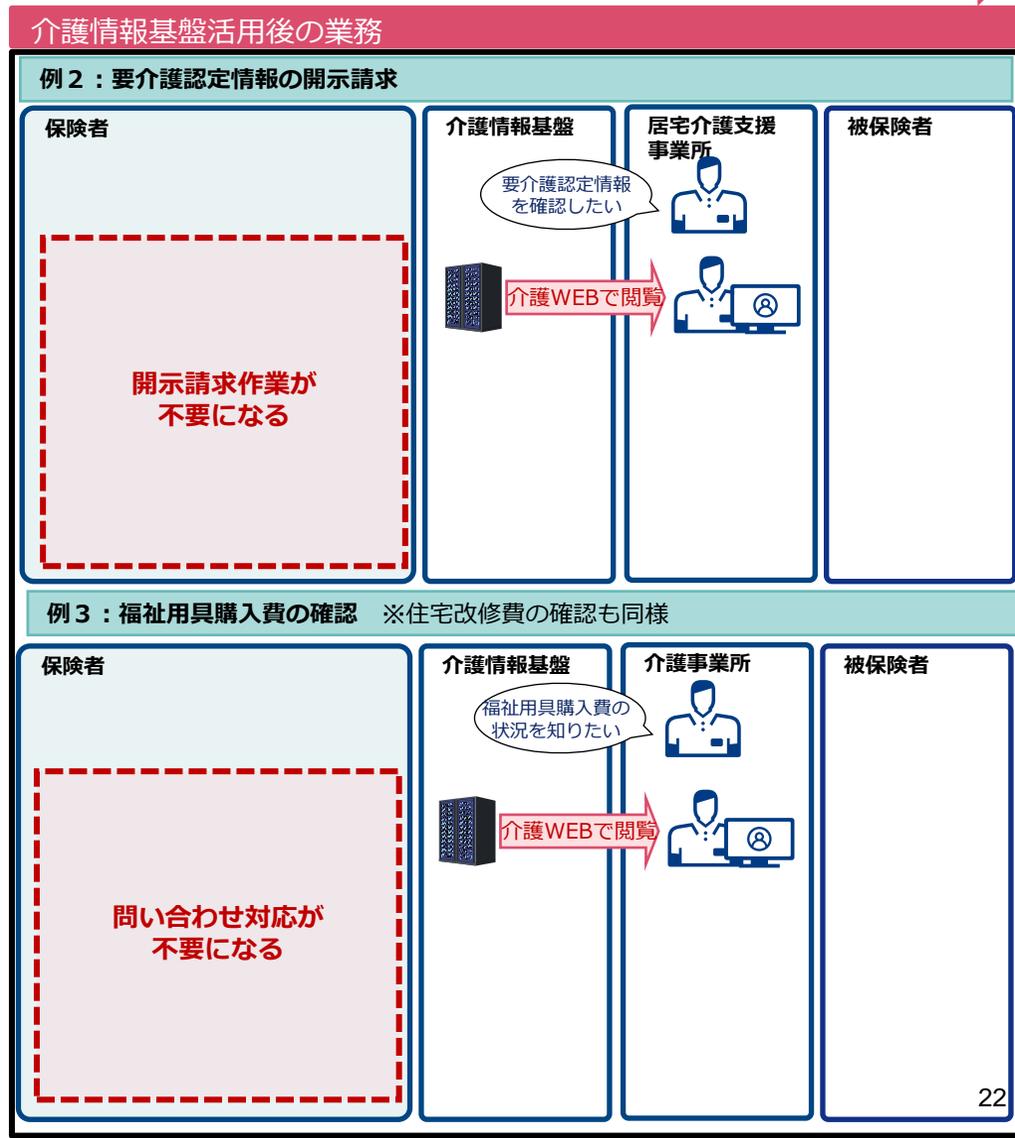
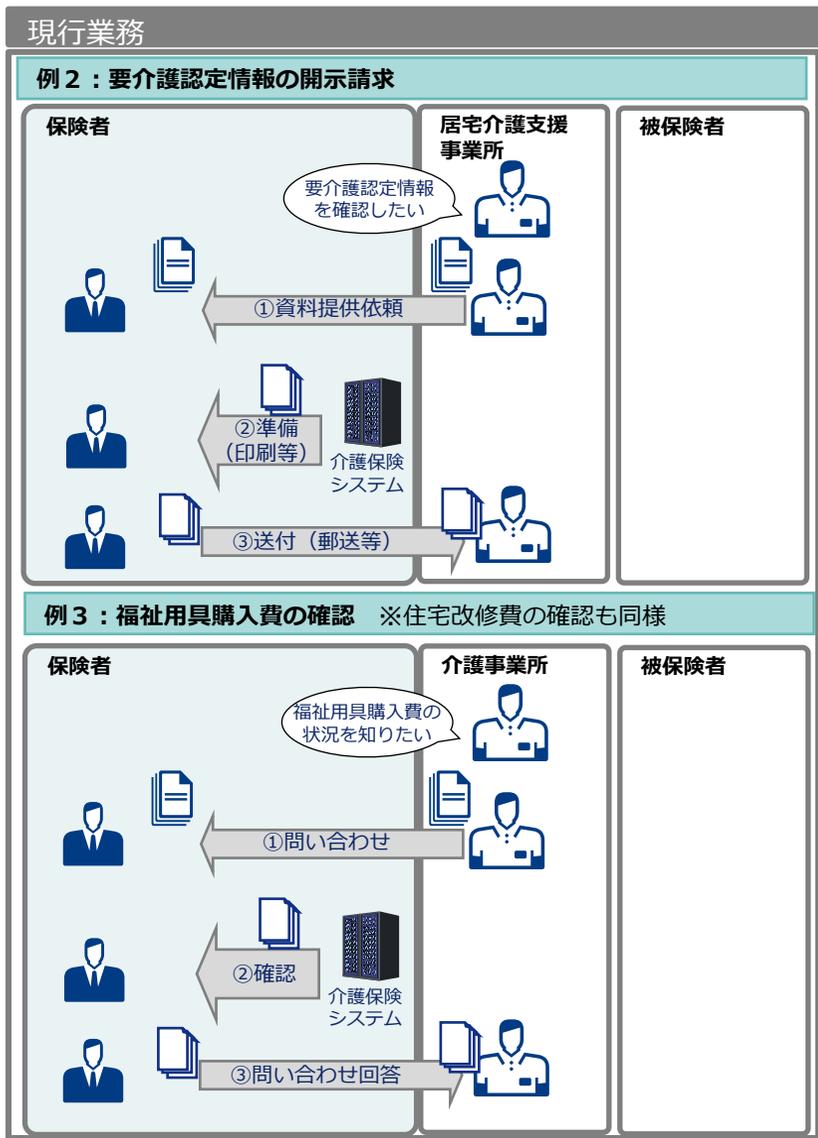
- 介護保険被保険者証  
保険者の名称 船橋市  
被保険者番号 0201154455  
要介護状態区分等 要介護1  
認定の有効期間 令和06年06月01日 ~ 令和07年06月01日  
期間を超えている情報です。  
[詳細情報はこちら](#)
- 介護保険負担割合証  
利用者負担の割合① 3割  
適用期間-開始年月日① 令和06年06月01日  
終了年月日① 令和07年03月31日  
期間を超えている情報です。  
利用者負担の割合② 3割  
適用期間-開始年月日② 令和06年04月01日  
終了年月日② 令和07年03月31日  
期間を超えている情報です。  
負担割合年度 2018  
[詳細情報はこちら](#)
- 介護保険負担限度額認定証

## 介護情報基盤に格納した情報の参照に伴う自治体業務の変化 例（2 / 3）

- 介護情報基盤に格納した情報が参照できることによる自治体業務の変化の一例は下図のとおり。



介護情報基盤からの情報取得・閲覧



参考) 介護WEBサービスの画面 (要介護認定情報)

- 介護WEBサービスにおける要介護認定情報の画面イメージは下図のとおり。(開発中のため、画面は変わる可能性があります。)

要介護認定情報 (データ形式)

(認定調査票・主治医意見書・認定審査会資料)

帳票形式
データ形式

選択	介護保険者番号	介護保険被保険者番号	要介護認定申請日
<input checked="" type="radio"/>	123456	1234567890	2026/11/22
<input type="radio"/>	123456	1234567890	2026/02/11

ジャンプ先 認定調査 (概況調査)

参照したい項目を選択してください ▼

主治医意見書情報

参照したい項目を選択してください ▼

**認定調査 (概況調査)**

**1. 調査対象者**

フリガナ	ホウモンサブロウ
対象者氏名	訪問 三部
性別	男
生年月日	1975/12/15 49歳
現住所	東京都新宿区西新宿1-2-3 グランドマンション101

**2. 認定情報**

更新区分情報	新規	要介護認定履歴番号	12345
都道府県	東京都		
要介護認定申請日	2025/08/01	要介護認定申請区分	新規申請
要介護認定状況	申請受理		

要介護認定情報 (帳票形式)

(認定調査票・主治医意見書・認定審査会資料)

帳票形式
データ形式

選択	介護保険者番号	介護保険被保険者番号	要介護認定申請日
<input checked="" type="radio"/>	123456	1234567890	令和08年11月22日
<input type="radio"/>	123456	1234567890	令和08年02月11日

参考資料3

調査は、調査対象者が通常の状態 (調査可能な状態) であるときに実施して下さい。本人が風邪をひいて高熱を出している等、通常の状態でない場合は再調査を行って下さい。

保険者番号 \_\_\_\_\_ 被保険者番号 \_\_\_\_\_

**認定調査票 (概況調査)**

**I 調査実施者 (記入者)**

実施日時	平成 年 月 日	実施場所	自宅内・自宅外 ( )
フリガナ		所属機関	
記入者氏名			

**II 調査対象者**

過去の認定	初回・2回目以降 (前回認定 年 月 日)	前回認定結果	非該当・要支援 ( )・要介護 ( )
フリガナ		性別	男・女
対象者氏名		生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日 ( 歳)
現住所		電話	- -
家族等連絡先	氏名 ( ) 調査対象者との関係 ( )	電話	- -

**III 現在受けているサービスの状況についてチェック及び頻度を記入して下さい。**

在宅利用 ( <b>前月</b> のサービス利用回数を記入。介護予防 福祉用具貸与は調査日時点の、特定(介護予防)福祉用具販売は過去6月の品目数を記載 )			
<input type="checkbox"/> (介護予防)訪問介護 (8-147 サービス)	月 回	<input type="checkbox"/> (介護予防)福祉用具貸与	品目
<input type="checkbox"/> (介護予防)訪問入浴介護	月 回	<input type="checkbox"/> 特定(介護予防)福祉用具販売	品目
<input type="checkbox"/> (介護予防)訪問看護	月 回	<input type="checkbox"/> 住宅改修	あり・なし
<input type="checkbox"/> (介護予防)訪問介護 (ドットケア)	月 回	<input type="checkbox"/> 夜間対応型訪問介護	月 日
<input type="checkbox"/> (介護予防)居宅療養管理指導	月 回	<input type="checkbox"/> (介護予防)認知症対応型通所介護	月 日
<input type="checkbox"/> (介護予防)通所介護 (デイサービス)	月 回	<input type="checkbox"/> (介護予防)小規模多機能型居宅介護	月 日
<input type="checkbox"/> (介護予防)通所介護 (デイケア)	月 回	<input type="checkbox"/> (介護予防)認知症対応型共同生活介護	月 日
<input type="checkbox"/> (介護予防)短期入所生活介護 (特養等)	月 日	<input type="checkbox"/> 地域密着型特定施設入居者生活介護	月 日
<input type="checkbox"/> (介護予防)短期入所療養介護 (老健・診療所)	月 日	<input type="checkbox"/> 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	月 日
<input type="checkbox"/> (介護予防)特定施設入居者生活介護	月 日	<input type="checkbox"/> 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	月 回
<input type="checkbox"/> 複合型サービス	月 日		
<input type="checkbox"/> 市町村特別給付 [ ]			
<input type="checkbox"/> 介護保険給付は他の在宅サービス			

## 参考) 介護WEBサービスの画面 (福祉用具購入費)

- 介護WEBサービスにおける福祉用具購入費の画面イメージは下図のとおり。(開発中のため、画面は変わる可能性があります。)

### 福祉用具購入費

**住宅改修**    **福祉用具購入**

選択	介護保険者番号	介護保険被保険者番号	要介護度	住所
<input checked="" type="radio"/>	123456	1234567890	要介護1	東京都〇〇区〇〇〇〇1-1 〇〇〇〇
<input type="radio"/>	123456	1234567890	要介護1	神奈川県〇〇市〇〇〇〇1-1 〇〇〇〇

**住宅改修**

住宅改修費支給限度額(残額)	143,000円
----------------	----------

【介護給付分】  
住宅改修に係る直近の給付日：2024/09/10      ●：改修済み

手すりの取付	段差の解消	床材の変更	引き戸への扉取替	洋式便器への取替	その他
●		●			

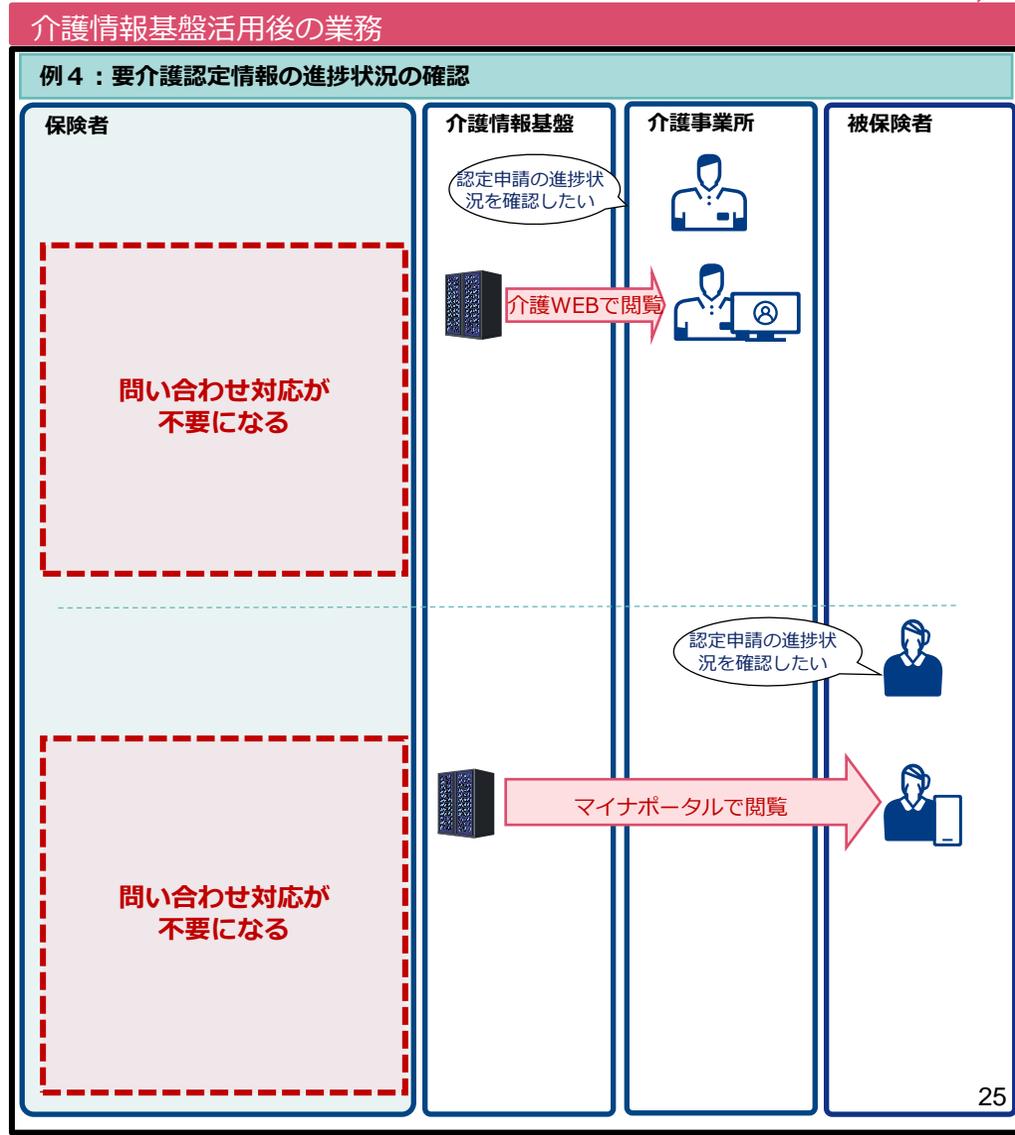
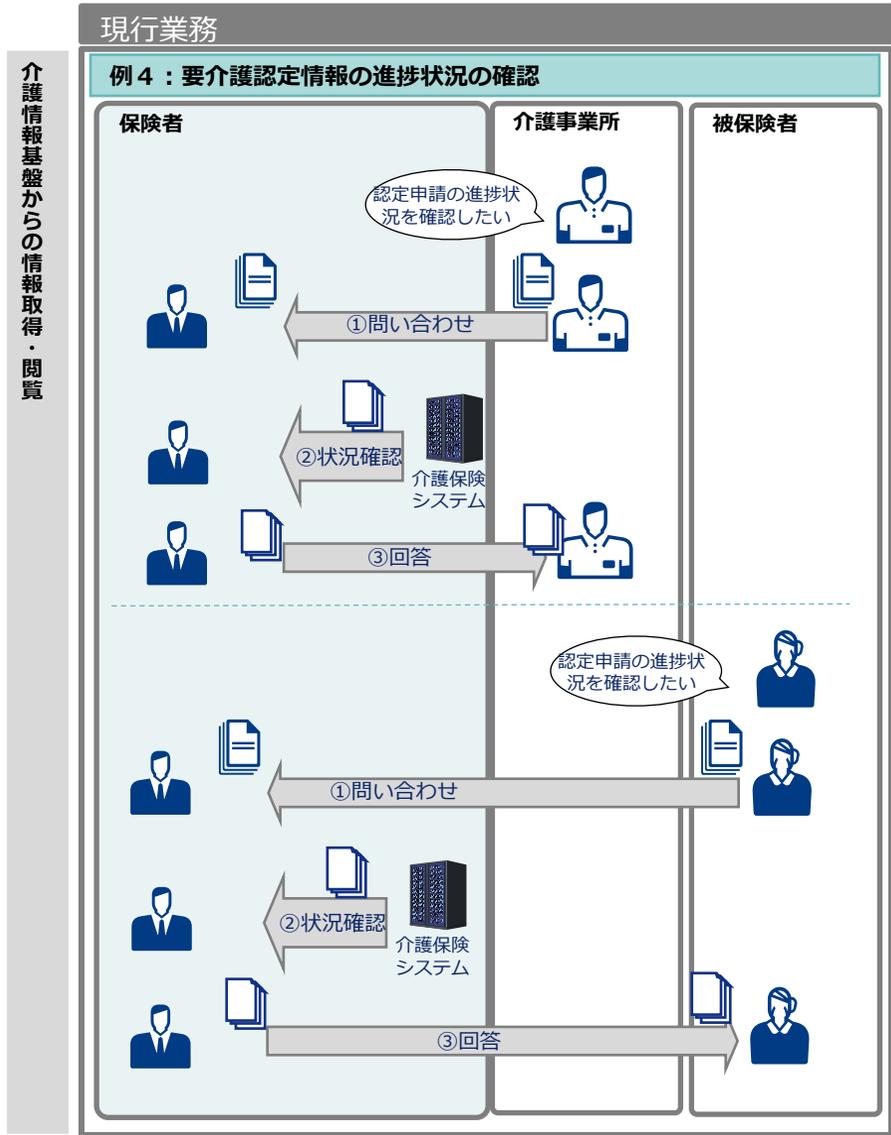
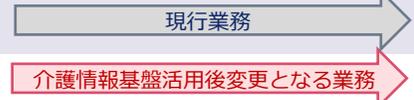
【予防給付分】  
住宅改修に係る直近の給付日：2024/06/25      ●：改修済み

手すりの取付	段差の解消	床材の変更	引き戸への扉取替	洋式便器への取替	その他
●					

[利用者一覧へ戻る](#)

## 介護情報基盤に格納した情報の参照に伴う自治体業務の変化 例（3 / 3）

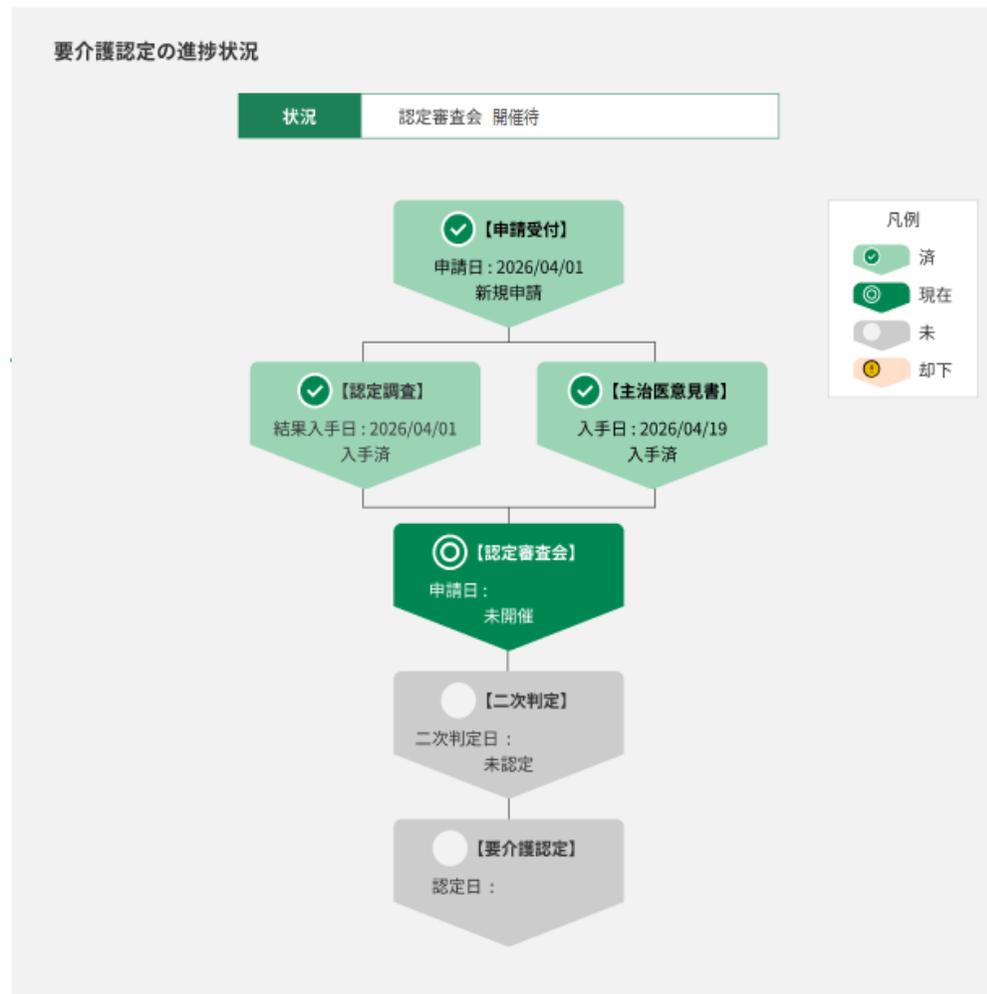
- 介護情報基盤に格納した情報が参照できることによる自治体業務の変化の一例は下図のとおり。



## 参考) 介護WEBサービスの画面 (要介護認定進捗情報)

- 介護WEBサービスにおける要介護認定進捗情報の画面イメージは下図のとおり。(開発中のため、画面は変わる可能性があります。)

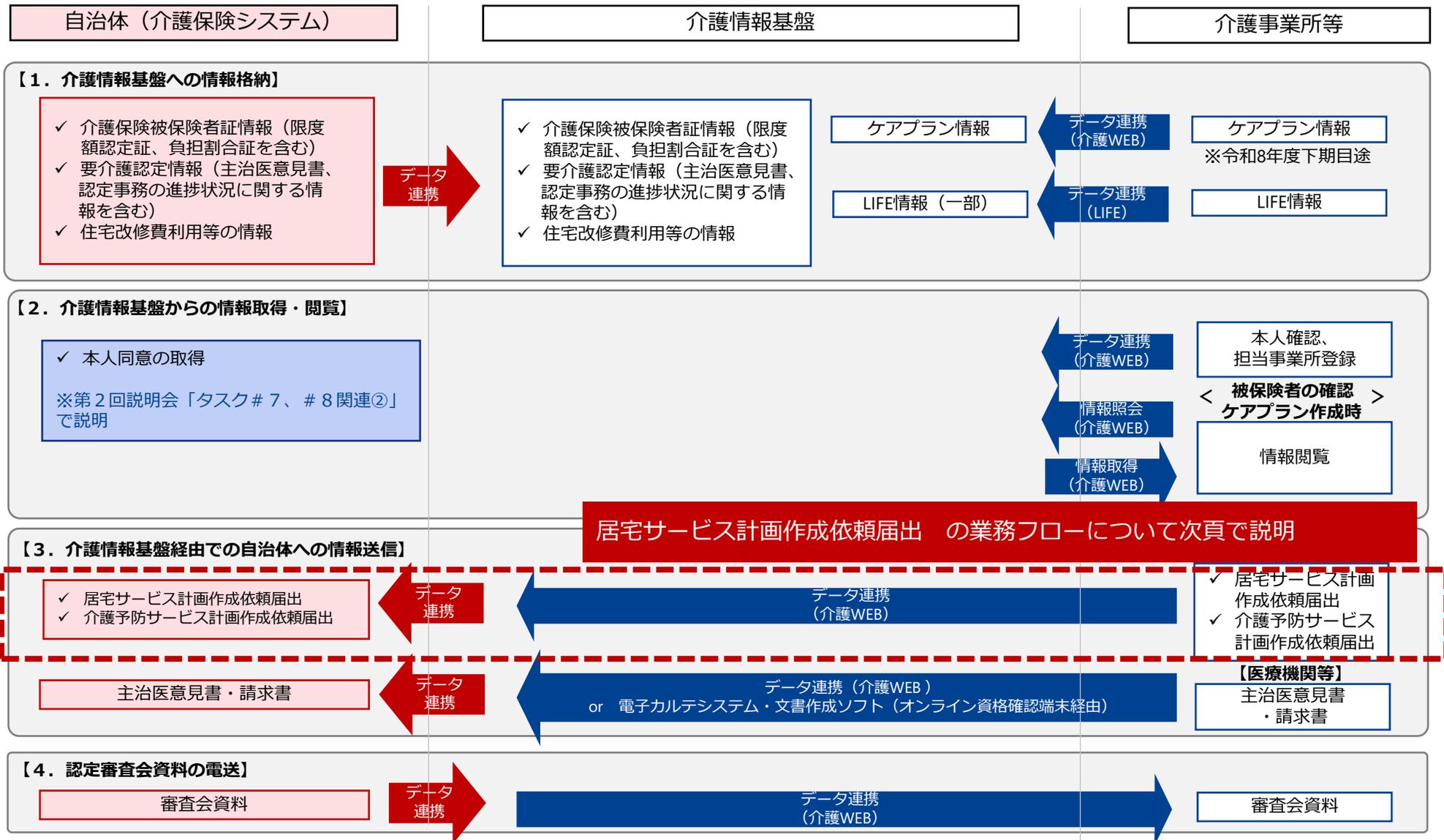
### 要介護認定進捗情報



[利用者一覧へ戻る](#)

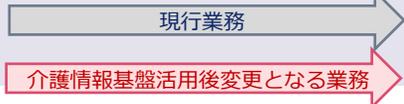
## 介護情報基盤活用後の業務フロー

- 介護情報基盤を活用した業務の流れのイメージを以下に示す。

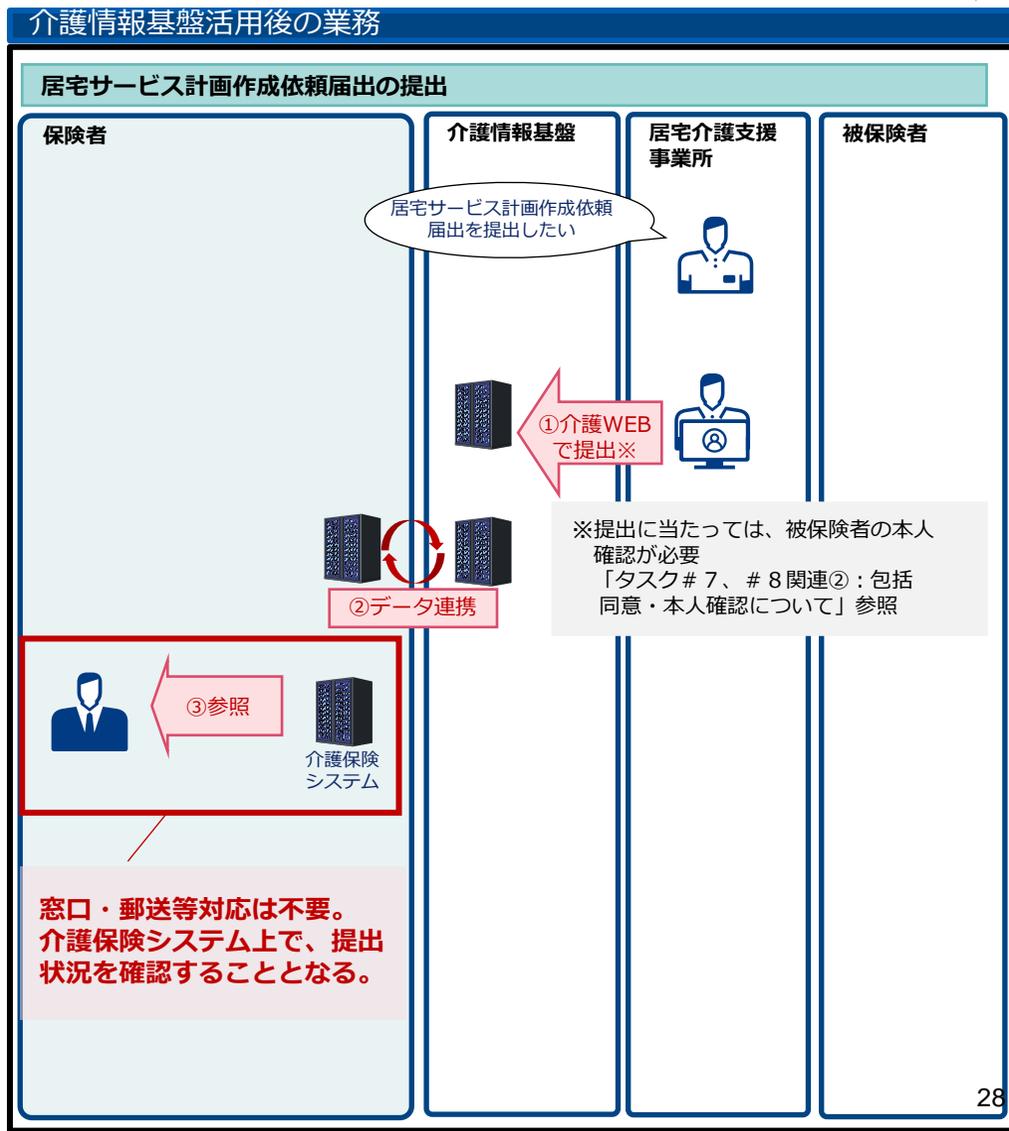
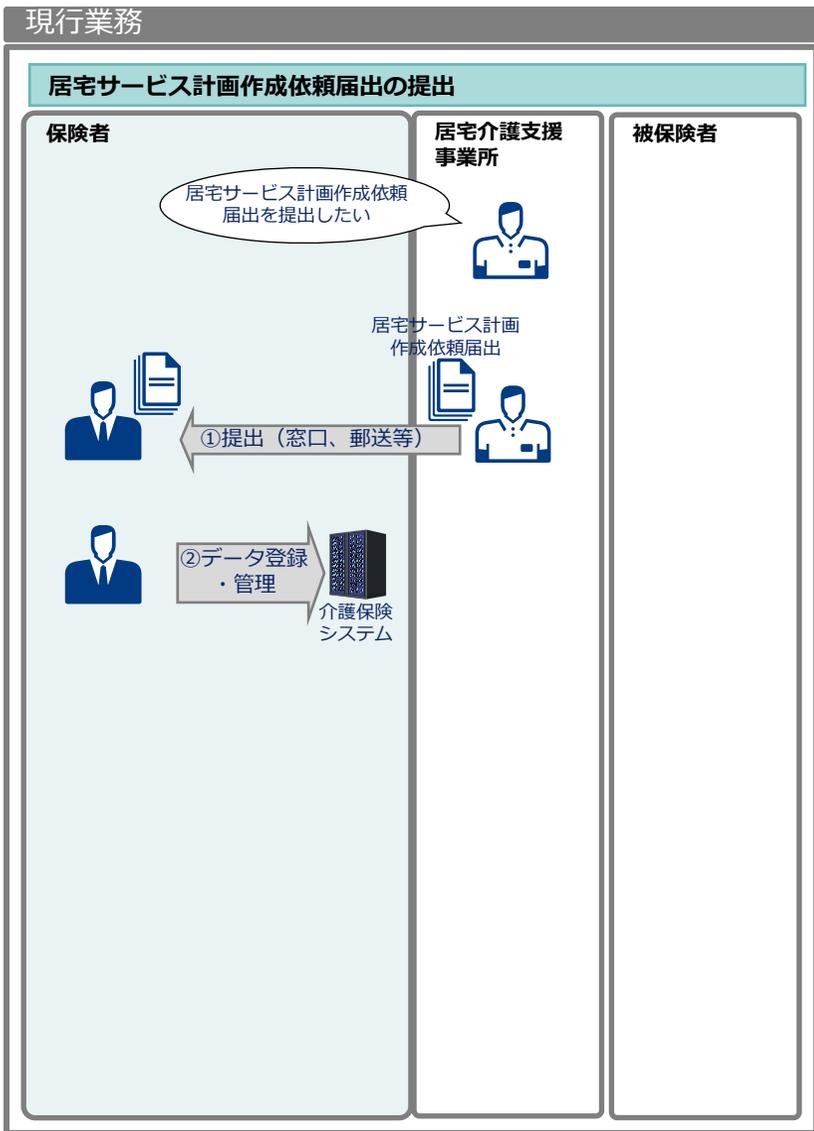


## 居宅サービス計画作成依頼届出の電子化に係る自治体業務の変化

- 居宅サービス計画作成依頼届出の電子化に係る自治体業務の変化は下図のとおり。  
(介護予防サービス計画作成依頼届出の業務の変化も同様。)



3. 介護情報基盤経由での自治体への情報送信



## 参考) 介護WEBサービスの画面 (居宅サービス計画作成依頼届出)

- 介護WEBサービスにおける居宅サービス計画作成依頼届出の画面イメージは下図のとおり。(開発中のため、画面は変わる可能性があります。)

### 居宅サービス計画作成依頼届出

提出状況

居宅サービス計画作成依頼	 提出済み 提出年月日: 2025/09/01 12:00:00 事業所番号: A123456789	<input type="button" value="保険者へ提出"/> <input type="button" value="保険者の提出を廃止"/>
介護予防サービス計画作成依頼	 未提出	<input type="button" value="保険者へ提出"/>
介護予防ケアマネジメント依頼	 提出済み 提出年月日: 2025/10/01 12:00:00 事業所番号: A123456789	<input type="button" value="保険者へ提出"/> <input type="button" value="保険者の提出を廃止"/>

[利用者一覧へ戻る](#)

### 代行届出の提出登録

介護予防サービス計画作成依頼

介護保険者番号	123456
介護保険被保険者番号	4005231411
<b>必須</b> 居宅介護(介護予防) 支援事業所番号	(例) 1234567890 <input type="text" value="1234567890"/>
<b>必須</b> 代行届出の提出日	(例) 20250101 <input type="text" value=""/> 

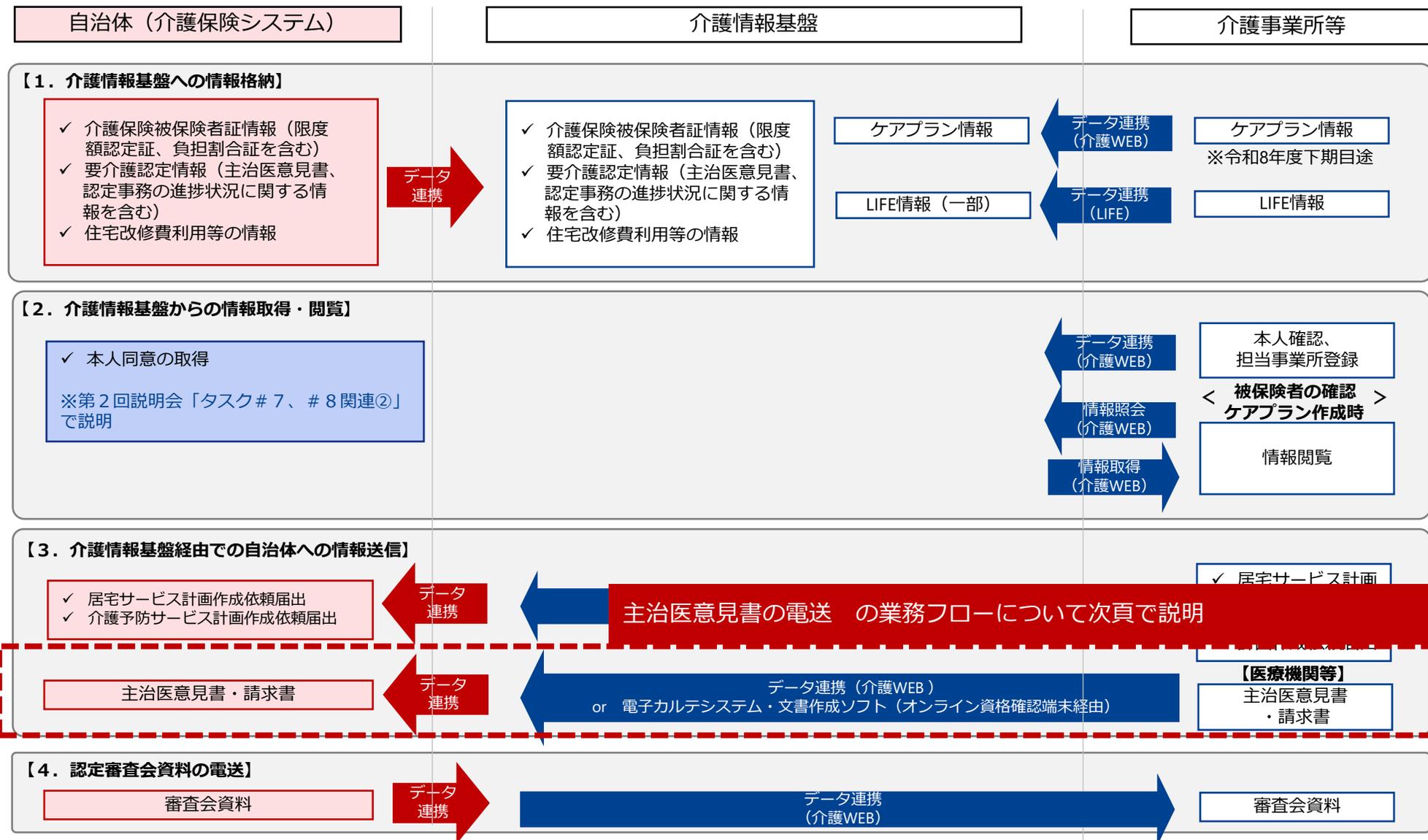
任意項目の入力を行う

#### 被保険者情報

氏名	(例) 山田 太郎 <input type="text" value="伊藤 海翔"/>
氏名カナ	(例) ヤマダ タロウ <input type="text" value="イトウ カイト"/>
生年月日	(例) 20250101 <input type="text" value="19340611"/> 
性別	<input checked="" type="radio"/> 男性 <input type="radio"/> 女性 <input type="radio"/> 不明

介護情報基盤活用後の業務フロー

- 介護情報基盤を活用した業務の流れのイメージを以下に示す。

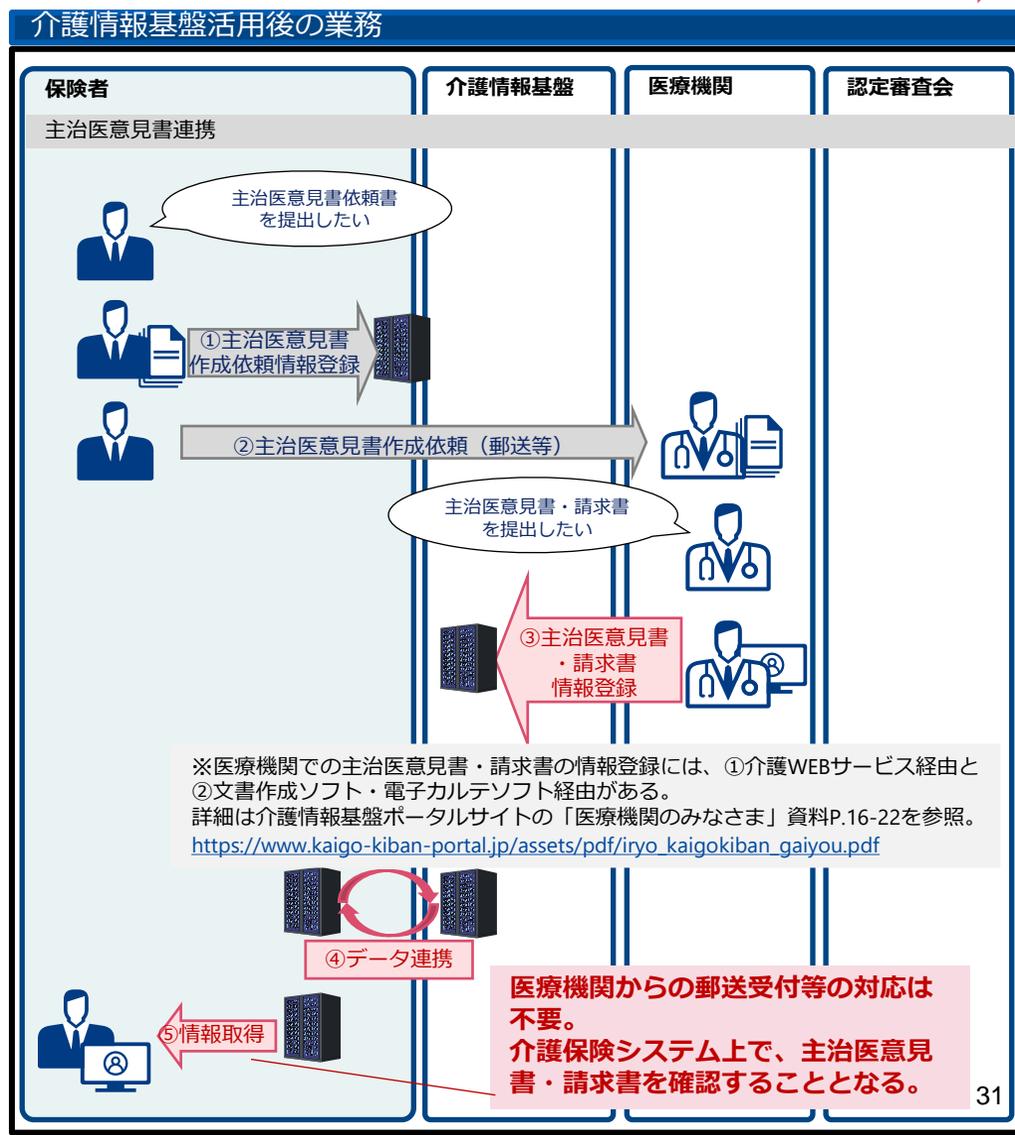
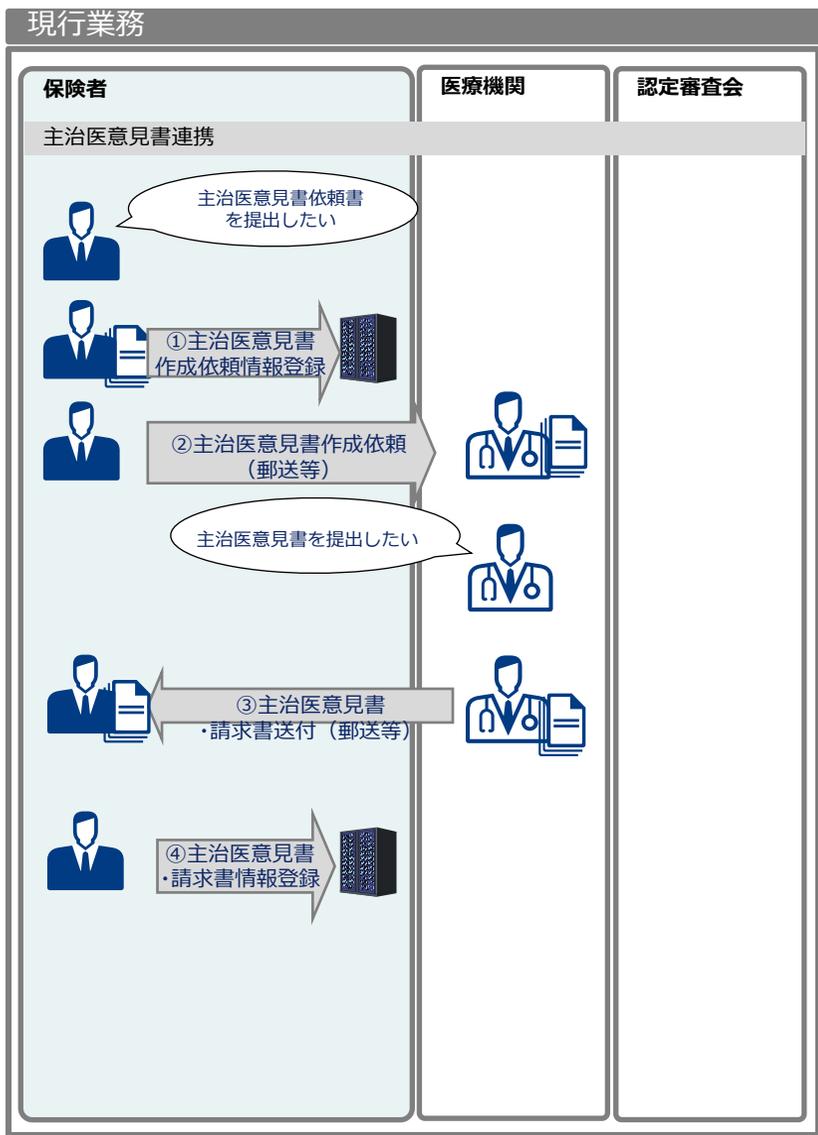


# 主治医意見書・請求書の電送 に係る自治体業務の変化

現行業務 → 介護情報基盤活用後変更となる業務

● 主治医意見書・請求書の電送に係る自治体業務の変化は下図のとおり。

3. 介護情報基盤経由での自治体への情報送信



## 参考) 介護WEBサービスの画面 (主治医意見書・請求書作成)

- 介護WEBサービスにおける主治医意見書・請求書作成の画面イメージは下図のとおり。(開発中のため、画面は変わる可能性があります。)

### 主治医意見書作成

#### 主治医意見書作成

登録する主治医意見書の情報を入れてください。

介護保険者番号 : 999999  
介護保険被保険者番号 : 1234567890  
意見書作成依頼日 : 2026/04/01

[参照して入力](#)

- 1 基本情報
- 2 傷病に関する意見
- 3 特別な医療
- 4 心身の状態に関する意見
- 5 生活機能とサービスに関する意見
- 6 特記すべき事項

#### 1. 基本情報

<b>必須</b> 申請者氏名	(例) 山田太郎 訪問三郎 ※必須項目です
<b>必須</b> 申請者氏名 (フリガナ)	(例) ヤマダタロウ ホウモンサブロウ ※必須項目です
<b>必須</b> 生年月日	<input type="checkbox"/> 生年月日が不詳 (例) 20260425 <input type="text"/> ※必須項目です
<b>必須</b> 性別	<input type="radio"/> 男性 <input type="radio"/> 女性 <input type="radio"/> 不明 ※必須項目です

### 請求書作成

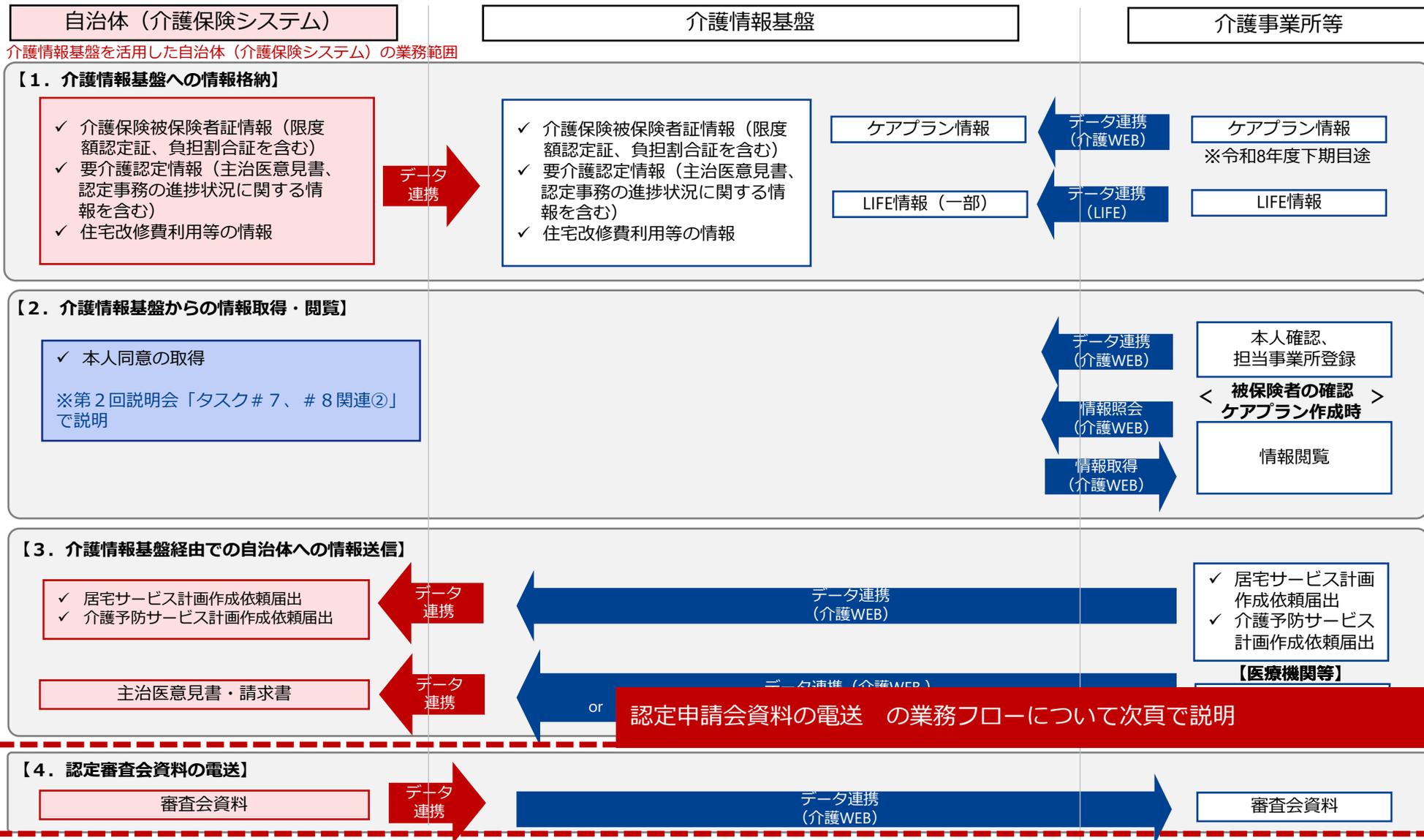
#### 請求書情報詳細登録画面

【確認】 下記の内容で登録します。

介護保険者番号	442012
介護保険被保険者番号	120000115
作成依頼日	2026/03/04
請求書登録日	2026/03/05
<b>必須</b> 意見書作成料	半角数字 (最大8桁) <input type="text"/> 円
診察・検査費用 (初診一点数)	半角数字 (最大8桁) <input type="text"/> 点

## 介護情報基盤活用後の業務フロー

- 介護情報基盤を活用した業務の流れのイメージを以下に示す。



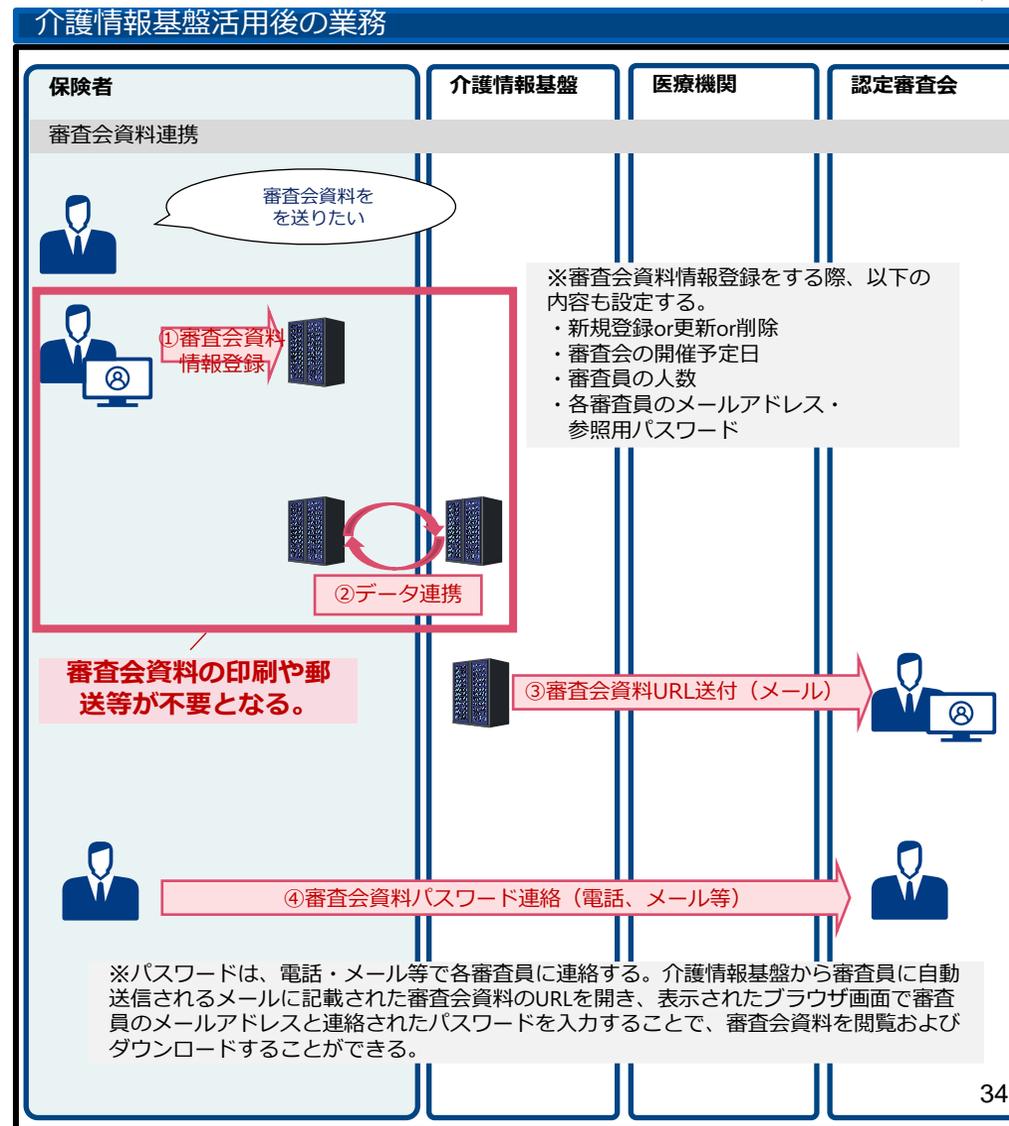
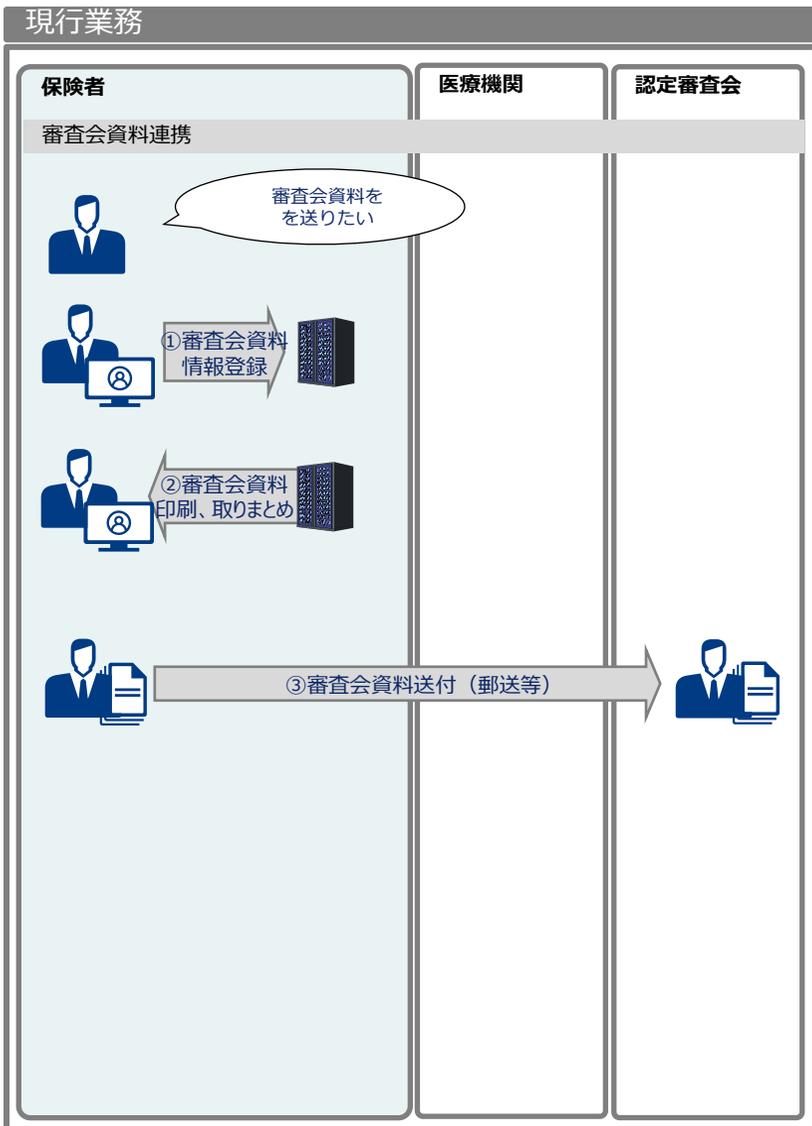
認定審査会資料の電送に係る自治体業務の変化

現行業務

介護情報基盤活用後変更となる業務

- 認定審査会資料の電送に係る自治体業務の変化は下図のとおり。

4. 認定審査会資料の電送



参考) 介護WEBサービスの画面 (認定審査会資料)

- 介護WEBサービスにおける認定審査会資料の画面イメージは下図のとおり。(開発中のため、画面は変わる可能性があります。)

認定審査会資料



参照・ダウンロード選択

参照      ダウンロード



## アジェンダ

1. はじめに
2. 自治体の介護情報基盤利用開始時期
3. 介護情報基盤に関する補足説明
4. 介護保険資格確認等WEBサービスの利用イメージ
5. **令和8年度における介護事業所と医療機関に対する支援策**
6. 認定ソフトの補足事項
7. その他
8. 第2回自治体説明会のFAQ
9. 事前質問への回答

# 令和 8 年度における介護事業所と医療機関に対する支援策

- **令和 8 年度においても同様の支援策を施行予定**
- 公表時には管内に所在する介護事業所と医療機関へ周知願いたい

## 1. 令和 7 年度における状況

- 国民健康保険中央会を実施主体として、介護事業所と医療機関を対象とした支援策を実施（申請受付期間は令和 7 年 10 月～令和 8 年 3 月 13 日）。
- 支援対象は以下
  - ・ 介護事業所・医療機関（介護サービス提供医療機関）向け支援：カードリーダー等の購入及び介護情報基盤との接続サポート等に係る経費（介護情報基盤とケアプランデータ連携システムの接続サポートを一体的に受ける場合は、ケアプランデータ連携システムの接続サポートに係る費用も助成）
  - ・ 医療機関（主治医意見書作成医療機関）向け支援：主治医意見書の電子的送信機能の追加経費

## 2. 令和 8 年度における方針

- 令和 7 年度に続き、**令和 8 年度においても同様の支援策を施行予定。**
- 詳細に関して決定次第厚労省から事務連絡を発出予定。発出時は管内に所在する介護事業所と医療機関へ周知願いたい。

## 3. 留意事項

- 令和 8 年度の助成金事業は令和 8 年 4 月 1 日以降に実施した事業（購入する、設定する）が対象。
- 本件については国保中央会（介護情報基盤ポータル）から周知中。

## アジェンダ

1. はじめに
2. 自治体の介護情報基盤利用開始時期
3. 介護情報基盤に関する補足説明
4. 介護保険資格確認等WEBサービスの利用イメージ
5. 令和8年度における介護事業所と医療機関に対する支援策
- 6. 認定ソフトの補足事項**
7. その他
8. 第2回自治体説明会のFAQ
9. 事前質問への回答



## アジェンダ

1. はじめに
2. 自治体の介護情報基盤利用開始時期
3. 介護情報基盤に関する補足説明
4. 介護保険資格確認等WEBサービスの利用イメージ
5. 令和8年度における介護事業所と医療機関に対する支援策
6. 認定ソフトの補足事項
7. **その他**
  1. 介護事業所・医療機関への周知・広報
  2. 初期セットアップの調整時の連絡方法
  3. 初期セットアップに係る注意事項
8. 第2回自治体説明会のFAQ
9. 事前質問への回答

# 介護事業所・医療機関への周知・広報

- 介護情報基盤を活用した介護保険事務の開始に向け、介護事業所・医療機関・住民等の周知にご活用いただける周知アイテムを介護情報基盤ポータル「[周知アイテムページ](#)」において公開。
- 10月17日付事務連絡（[001581106.pdf](#)）にて、周知を依頼したように、提示・配布物としてのご利用のほか、WebサイトやSNSの投稿などに、活用の上案内をお願いしたい。
- また、介護場情報基盤ポータルでは、[市町村（保険者）の対応状況ページ](#)や[介護情報基盤マガジン](#)の発出、[介護情報基盤の公式Youtube](#)を開設し周知を行っている。
- Youtube・介護情報基盤ポータルお知らせで介護情報基盤にかかわる先行実証に取り組んだ方々の[インタビュー記事](#)・[動画](#)を発出。
- 今後は、周知コンテンツの拡充や介護情報基盤プロモーション動画を介護情報基盤ポータルで発信予定。

## ■ 周知アイテム抜粋

### リーフレット

すべてのみなさま向け

介護事業所向け

医療機関向け



### チラシ・ポスター



## ■ 市町村の対応状況



## ■ 先行実証インタビュー



## 初期セットアップの調整時の連絡方法

- 第2回自治体向け説明会において、「介護情報基盤事業者から各自治体に対し、初期セットアップの対応に係るスケジュール及び介護情報基盤の利用開始日の通知を行う。」とご案内してきたところだが、令和8年3月18日（水）以降、初期セットアップに係るご案内及びご連絡窓口を介護情報基盤コールセンターへ変更するため、ご留意いただきたい。変更後の連絡先は下記のとおり。

### ■ 日程通知 送信元メールアドレス

自治体への日程通知や  
初期セットアップ等に伴うご案内

介護情報基盤コンタクトセンター（送信専用アドレス）

[no-reply@notice-mail.kaigo-kiban-portal.jp](mailto:no-reply@notice-mail.kaigo-kiban-portal.jp)

### ■ 通知への回答、不明点に関する連絡窓口

通知への回答、  
不明点に関する連絡窓口

介護情報基盤ポータルお問い合わせフォームURL

<https://www.kaigo-kiban-portal.jp/inquiry/input#form>

### （お問い合わせフォームイメージ）

介護情報 基盤  
ポータル

フォームでのお問い合わせ

24時間365日、フォームにてお問い合わせを受け付けております。  
いただいた内容への回答は、営業日以降となる場合がございます。  
お急ぎの際は、営業時間内にお電話くださいますようお願いいたします。

組織区分 ※必須 認定審査中などで組織番号が発行の場合は「その他」を選択してください  
保険者 (市町村)

保険者番号 ※任意 6桁の保険者番号 例: 123456

お問い合わせ件名 ※必須 入力可能文字数: 40文字  
例: ログイン方法がわからない

お問い合わせ区分 (大カテゴリ) ※任意 問い合わせ区分を選択してください  
選択してください

お問い合わせ区分 (中カテゴリ) ※任意 大カテゴリを選択してください  
選択してください

お問い合わせ内容 ※必須 入力可能文字数: 3200文字

### （初期セットアップ・利用開始日等に係るお問い合わせ時のお願い）

- ✓ 組織区分は「保険者（市町村）」を選択
- ✓ 問い合わせ先特定のため「保険者番号」を入力
- ✓ お問い合わせ件名は、下記の通り入力
  - 【初期セットアップ】 日程調整に関する問合せ
  - 【初期セットアップ】 日程案通知への回答

※ 組織区分や保険者番号に不備があった場合、問い合わせ受付に時間がかかる場合があります

※ 介護情報基盤ポータルのログイン後に問い合わせフォームを開くことで必須項目の自動入力（ユーザ登録時の内容）が可能です

## 初期セットアップに係る注意事項 概要

令和6年度の先行実施事業において、初期セットアップ時に以下2点のエラーが発生した。今後初期セットアップを行う自治体におかれては以下対応方法を確認の上、ご対応いただきたい。

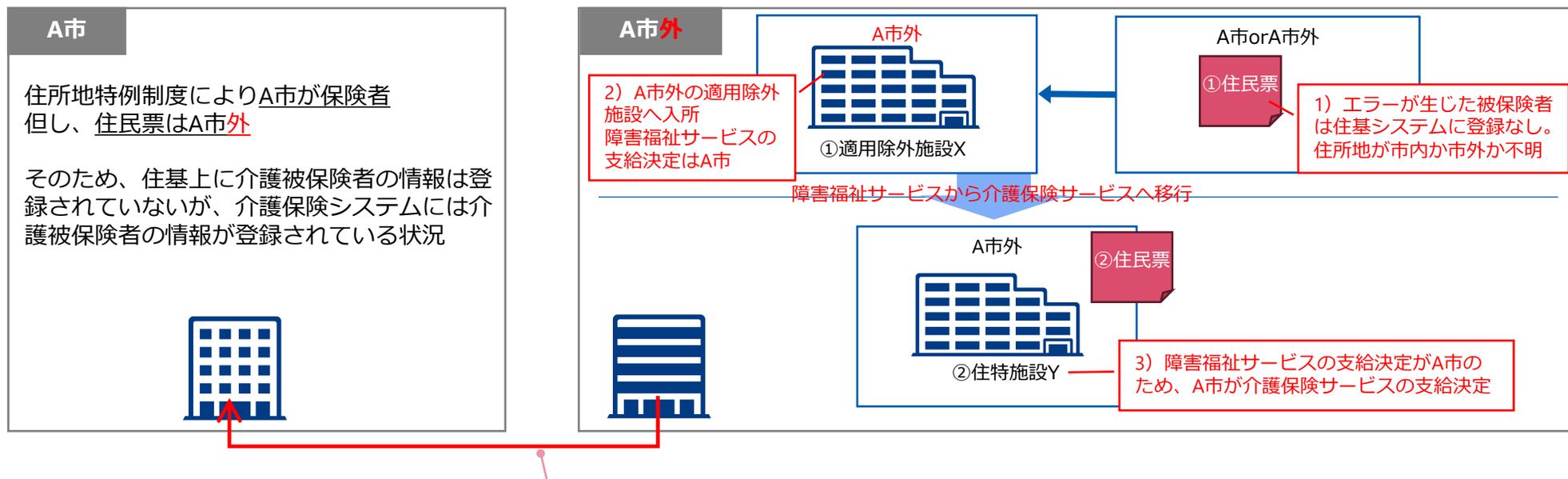
項番	エラー概要	対応方法
1	<b><u>保険者である自治体が住所地特例対象の被保険者のマイナンバー情報を保持していなかった</u></b> ため、初期セットアップ時にエラーが発生した。	住所地特例の場合であったとしても、要介護認定申請書等により、被保険者の個人番号を把握していると考えられるが、当該エラーが万一発生した場合には、 <b><u>住所地の自治体より該当の被保険者のマイナンバー情報を入手し、介護保険システムから介護情報基盤に登録してください。</u></b>
2	<b><u>医療保険者等向け中間サーバに被保険者のマイナンバー情報が登録されておらず</u></b> 、初期セットアップ時にエラーが発生した。	<b><u>「介護情報基盤との連携におけるインタフェース仕様書2.02版」P65,66において、「医療保険者等向け中間サーバにマイナンバーが登録されていない」場合として保険者の対応を明記しているため、対応方法を確認の上、ご対応ください。</u></b>

## 初期セットアップに係る注意事項 ① 住所地特例等におけるマイナンバー情報の連携

令和6年度の先行実施事業において、住所地特例により保険者である自治体が被保険者のマイナンバー情報を保持しておらず、初期セットアップ時にエラーとなる事象が発生した。介護保険システムの介護被保険者情報からPMHキーを発行するためには住所地の自治体より、該当の被保険者のマイナンバー情報を入手し、介護保険システムから介護情報基盤に登録する必要があるため、ご留意いただきたい。

### 参考) 令和6年度先行実施事業における事例

住所地特例により保険者である自治体が被保険者のマイナンバー情報を保持しておらず、初期セットアップ時にエラーが発生



上記事例のような場合であっても、要介護認定申請書等により、被保険者の個人番号を把握していると考えられるが、万一発生した場合には、住所地の自治体より該当の被保険者のマイナンバー情報を入手し、介護保険システムから介護情報基盤に登録してください。

## 初期セットアップに係る注意事項 ② 医療保険者等向け中間サーバにマイナンバー情報が未登録

令和6年度の先行実施事業において、医療保険者等向け中間サーバにマイナンバーの情報が登録されておらず、初期セットアップ時にエラーとなる事象が発生した。本件は以下の通り「介護情報基盤との連携におけるインタフェース仕様書」において、「医療保険者等向け中間サーバにマイナンバーが登録されていない」場合として保険者の対応を明記しているため、対応方法を確認の上、ご対応をお願いします。

(出所：[介護情報基盤との連携におけるインタフェース仕様書2.02版](#) P65,66)

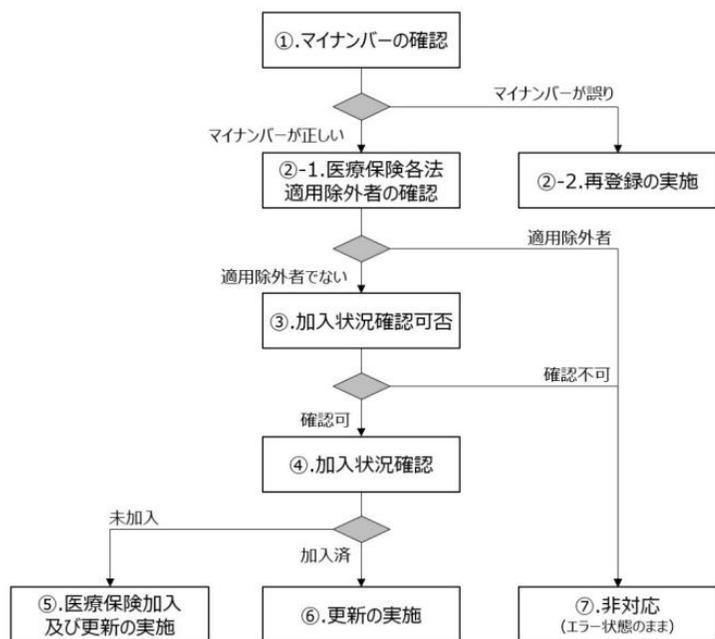
### 5. 1. 4 項目設定時の留意事項

#### (2) 処理ステータス:処理完了(エラー)時の対応について

医療保険者等向け中間サーバでのPMHキー発行処理にてエラーが発生している場合、登録結果返却時の処理ステータスは処理完了(エラー)となる。介護情報基盤では原因の特定が困難であるため、返却結果のエラーID内容が下記に該当する場合は、保険者側で下記に記載の手順に従って対応すること。

#### 1. 「医療保険者等向け中間サーバにマイナンバーが登録されていない」場合

当該エラーは、介護被保険者番号等情報は登録されたが、マイナンバーと介護情報基盤内で一意に特定するキーが紐付けされていない状態を示す。当該被保険者のマイナンバーが医療保険者等向け中間サーバに登録されていないため、保険者側で下記手順に従い、必要な対応を実施する。



① 当該被保険者のマイナンバーが正しいことを確認する。

②-1 マイナンバーが正しい場合、医療保険各法における被保険者または組合員等の適用除外者（生活保護法の適用を受けている人）か否かを確認する。

②-2 マイナンバーが誤っていた場合、対象データを削除後、正しいマイナンバーにて再度登録要求を実施する。

③ 当該被保険者が適用除外者でない場合、医療保険加入状況の確認が可能であることを確認する。

④ 医療保険の加入状況を確認する。

⑤ 医療保険に未加入の場合、当該住民の医療保険加入を確認後、更新区分情報を“更新”に設定し、再度登録要求を実施する。

⑥ 医療保険に加入済の場合、直近で連携した介護被保険者番号等情報の登録処理結果にて当該エラーとなっていることを確認の上、更新区分情報を“更新”に設定し、再度登録要求を実施する。

⑦ 当該被保険者が適用除外者または医療保険加入状況の確認ができない場合、エラー状態のままとする。エラー状態の場合、当該被保険者の登録情報については参照可能であるが、介護保険資格確認等WEBサービスを利用しての他自治体における同一被保険者に対する登録情報は参照できない状態として介護情報基盤では管理される。

## アジェンダ

1. はじめに
2. 自治体の介護情報基盤利用開始時期
3. 介護情報基盤に関する補足説明
4. 介護保険資格確認等WEBサービスの利用イメージ
5. 令和8年度における介護事業所と医療機関に対する支援策
6. 認定ソフトの補足事項
7. その他
- 8. 第2回自治体説明会のFAQ**
9. 事前質問への回答

## 多く寄せられた質問への回答

- 第2回自治体説明会開催後に、多く寄せられた問い合わせについてタスクごとに回答する。

### 被保険者証・資格情報関連

項番	質問内容	回答内容
No.1	負担割合証や負担限度額の年次更新の際に、証類の発行は無くなるという解釈で良いのか、それとも後期高齢者医療資格確認書のような形で発行することになるのか、そのあたりはどのような運用を想定しているか。	9月8日に開催した第124回社会保障審議会介護保険部会にてお示ししているとおり、紙の被保険者証とマイナンバーカードの両方を利用可能とする運用を想定しているため、証類の発行はこれまでどおり行い、なくなりません。介護情報基盤においては、証情報等が介護情報基盤を介して、電子的に共有され、閲覧可能になります。
No.2	認定情報や負担割合等は情報基盤で確認することを主として運用し、証書類については被保険者からの要望がない限り原則発行しないという運用は可能か。	介護情報基盤を介して、証情報を含めた介護情報の電子的な共有や参照・閲覧が可能となりますが、証書類についてはこれまでどおり発行します。なお、第124回介護保険部会でお示ししているとおり、介護保険被保険者証は65歳到達時に全被保険者に対して交付していますが、要介護認定申請時に交付する対応への変更を検討しています。

## 多く寄せられた質問への回答

- 第2回自治体説明会開催後に、多く寄せられた問い合わせについてタスクごとに回答する。

### 介護WEBサービスでの本人確認

項番	質問内容	回答内容
No. 1	事業所との契約が続いている場合、一度4情報を入力したことがある利用者については利用者一覧から情報を閲覧可能とのことでしたが、反対に契約終了以降どのような処理をすれば、利用者一覧から情報閲覧されなくなるか。	利用者一覧での情報閲覧については、利用者のレセプトの発生により一定期間の閲覧有効期限が設定されます。レセプトの発生がなくなり、閲覧有効期限に到達した以降は情報が閲覧できなくなります。
No. 2	介護事業者はカードリーダーがなくても、介護保険被保険者証の4情報のみで情報を閲覧できるということか。	介護保険資格確認等WEBサービスの利用方法は、介護保険被保険者証の4情報入力、マイナンバーカードの読み取りの両方が利用できますので、カードリーダーがなくても（マイナンバーカードを読み取らなくても）情報閲覧が可能です。

## 多く寄せられた質問への回答

- 第2回自治体説明会開催後に、多く寄せられた問い合わせについてタスクごとに回答する。

### 包括同意 (1/3)

項番	質問内容	回答内容
No.1	被保険者の同意について、システム上で同意を得たかどうか確認する項目があり、同意を得た方のみ公開されるという考え方でよいか。	包括同意を取得できなかった被保険者の情報についても、介護保険システムから介護情報基盤に連携されますが、包括同意が未取得の場合には、介護事業所からの情報閲覧時に表示されない仕様としています。
No.2	被保険者または介護事業者が介護情報基盤内の情報を介護webサービスを利用して閲覧・確認したい場合、保険者である市町村が介護情報基盤に対応できていない時期（標準化システム導入前）でも参照・閲覧を含む利用は可能か。	介護保険資格確認等WEBサービスを通じて、情報を参照・閲覧するためには、保険者である市町村にて介護情報基盤の運用を開始している必要がありますので、対応できていない時期は利用できません。なお、令和8年度下期に、介護保険資格確認等WEBサービスとの統合を予定しているケアプランデータ連携機能における事業間におけるケアプランの連携については、市町村の介護情報基盤対応時期にかかわらず、統合後は介護保険資格確認等WEBサービスから利用可能です。
No.3	情報共有にかかる同意取得について。同意が得られなかった場合、運用開始後同意を得られるまでに期間がある場合の、情報共有はどのようになるか。何かチェック機能があって閲覧できないような仕様となるか。	要介護認定申請時に同意なしの状態認定され、その後同意が得られるまでの期間が発生する場合は、情報参照ができない状態となります。改めて、同意が得られた場合は、包括同意情報連携にて再度、同意ありとして連携いただくことにて情報参照が可能となります。
No.4	マイナンバーカードを作成していない方の情報も連携対象か。作成し、包括同意をしたのみ連携対象か。	マイナンバーカードを作成していない方の情報も連携対象となります。

## 多く寄せられた質問への回答

- 第2回自治体説明会開催後に、多く寄せられた問い合わせについてタスクごとに回答する。

### 包括同意 (2/3)

項番	質問内容	回答内容
No.5	被保険者から包括同意を取得した場合、同意前の過去の情報も閲覧可能になる認識でよいか。	包括同意の有効期間中は包括同意を取得する前の過去の情報も閲覧することができます。
No.6	被保険者が包括同意を得ているかを判別する方法を教えてください。	包括同意は自治体にて取得を行い介護保険システムにて管理することに加え、介護事業所より介護保険資格確認等Webサービスにて取得することができます。介護事業所にて取得した包括同意情報は介護情報基盤を介して自治体の介護保険システムに連携されますので、自治体におかれましては、介護保険システムにて把握することが可能となります。
No.7	包括同意について介護認定有効期間を過ぎて介護申請を行う場合は新規申請扱いとなると理解しておりますが、その場合は新規申請であるため、改めて包括同意を取得する必要があるとの理解でよろしいでしょうか？	ご認識の通りです。
No.8	包括同意についてR8.4.1以降に申請書により取得となっているが、システム改修等が間に合わず4月1日以降に申請書の様式が改正できない場合は、改修できしだいの対応でいいのか。	認定申請時の包括同意の取得に関しては、標準化対応に関わらず、介護保険最新情報Vol.1439「「要介護認定等の実施について」の一部改正について」のとおり令和8年4月1日より適用いただくようお願いいたします。なお、自治体に代わり、居宅介護支援事業所や施設・居住系サービス等の介護事業所が包括同意を取得することも可能となります。

## 多く寄せられた質問への回答

- 第2回自治体説明会開催後に、多く寄せられた問い合わせについてタスクごとに回答する。

### 包括同意 (3/3)

項番	質問内容	回答内容
No.9	現在、介護情報基盤の利用を想定していない、旧来の同意の有無の管理を保険システム上で行っています。令和8年4月以降、介護情報基盤の利用を想定した包括同意と混在することが想定されますが管理方法はどのような想定でしょうか。（各保険システムで対応する場合、令和8年4月時点での各保険システムの対応状況は何か把握されていますでしょうか）	介護保険最新情報Vol.1439「「要介護認定等の実施について」の一部改正について」のとおり従来の認定申請時に取得していた従来の同意項目が、令和8年4月以降、包括同意の項目に置き換わるものとなります。要介護（要支援）認定の申請日が令和8年4月1日以降、かつ、「同意取得あり」の場合には、介護情報基盤上「包括同意あり」として連携される仕様としています。申請日が令和8年4月1日以降の各介護保険システムにおける要介護（要支援）管理方法については、各介護保険システムによって対応方針が異なるかと思いますのでシステムベンダへご確認ください。
No.10	すでに要介護・要支援認定を受け介護サービス利用中の被保険者で要介護認定の次回申請時において包括同意を取得するまでの間は、自治体に代わり、居宅介護支援事業所や施設・居住系サービス等の介護事業所が包括同意を取得するとあるが、これに該当する被保険者について、介護事業所へ令和8年4月1日以降に包括同意を取得してほしい旨を市町村から知らせる必要があるか。周知の必要があるなら、どのような周知が必要か。（一般的な全体へのお知らせか個別の介護事業所へ個人単位でお知らせか）。	居宅介護支援事業所等による介護WEBサービスを利用した包括同意の取得は、自治体が介護情報基盤の利用を開始していること（初期セットアップが完了していること）が前提となります。このため、各自治体において、介護情報基盤の利用が開始する時期を目的に、居宅介護支援事業所等に対し、包括同意を取得していただきたい旨を周知していただく必要があると考えています。その際は、居宅介護支援事業所等における包括同意の取得の流れも含めてお知らせする必要がありますと考えますが、こうした取得方法については、令和8年度以降に説明会等を開催し、お示ししてまいります。

## 多く寄せられた質問への回答

- 第2回自治体説明会開催後に、多く寄せられた問い合わせについてタスクごとに回答する。

### システム操作（1/2）

項番	質問内容	回答内容
No.1	更新対象者の包括同意を得るまでタイムラグが発生すると思うが、すべての被保険者の情報がシステム上閲覧可能になるまで、時間差が生じるという解釈でよいか（4/1から全被保険者情報を閲覧できるわけではないという解釈でよいか。）	被保険者の情報閲覧可能時期は、自治体の介護保険事務システム初期セットアップ時期や包括同意取得時期によるため、全国一律に4/1ではありません。なお、自治体による包括同意の取得だけでなく、第2回自治体説明会資料の「タスク#7、#8関連②：情報共有に係る同意取得」のとおり、自治体に代わり、居宅介護支援事業所や施設・居住系サービス等の介護事業所が同意を取得することで閲覧は可能となります。
No.2	介護情報基盤へのデータの連携頻度についてお伺いしたい。連携インターフェースの仕様書に規定されている全ての情報について日次で連携するという事でよいか。また、当日介護保険システムに入力した情報の連携期限（何日後までに登録すればよいのか）はあるか。	連携頻度は日次を想定しています。基本的には、介護保険システムに当日入力されたデータが当日中に連携されることを想定していますが、介護保険システムの運用スケジュール上翌日の連携となるなど、各自治体様の運用に応じた連携頻度としていただいても差支えございません。ただし、介護保険システムから介護情報基盤へのデータ連携が遅れる場合等には、介護事業所や利用者が参照する情報が古い状態となるため、可能な限り早いタイミングでの連携をお願いいたします。
No.3	説明会の資料中P.10～11で「方式②：ファイル連携」の場合、USBメモリや庁内のファイルサーバ等を介してLGWAN接続系端末に連携用データを手動で移動させたのち、専用WEBブラウザ画面からデータ連携をする旨の説明がされており、この作業に係る手間が負担増になると思うが、連携の頻度は日次連携（前日の異動データを翌日送信）を想定されているか。	ファイル連携は、介護情報基盤の画面からのアップロードによる随時連携を想定しておりますので、連携頻度につきましては介護保険システムベンダとご相談のうえご検討ください。
No.4	保険者は全てのサービスを使用する必要があるのか。たとえば介護認定審査会資料の閲覧について、現在使用している個社のシステムを使用し続けることは可能か。	介護保険システムおよび認定審査会システムにおいては標準仕様書に基づき介護情報基盤と連携できる機能を具備していただく必要はございますが、例示されている介護認定審査会資料の閲覧については現在使用されている個社のシステムを継続利用されることも差し支えございません。

## 多く寄せられた質問への回答

- 第2回自治体説明会開催後に、多く寄せられた問い合わせについてタスクごとに回答する。

### システム操作 (2/2)

項番	質問内容	回答内容
No.5	自治体が提供する介護保険被保険者情報は、被保険者全員ではなく介護認定申請時に同意を得た人のみという理解で良いか。 (認定申請を行っていない第1号保険者は、同意を取るタイミングがないと思われるが提供しないという理解でよいか)	介護保険被保険者情報について、介護情報基盤が提供するインタフェースの「介護被保険者番号等情報」である前提で回答いたします。当該インタフェースについては、要介護認定されていない介護被保険者についても連携対象となります。包括同意情報につきましては、記載いただいた通り要介護認定申請時に取得する情報となりますので、要介護認定情報(全量・日次)にてご連絡ください。包括同意の有無による情報閲覧範囲は第3回自治体説明会資料10ページ目を確認下さい。
No.6	介護情報基盤に連携する認定情報、給付情報等の項目については、自治体で設定できるのか。	「介護情報基盤との連携におけるインタフェース仕様書」にて定める情報が対象となります。
No.7	P.29認定審査会資料の電送について、活用後に「③URL送付」とありますが、こちらの送付タイミングは決まっているか。	自治体より、介護保険システムからの連携あるいはLGWANの端末からのファイルアップロードを行うことで、審査会資料の送付を行うことができます。 システム上、審査会資料の送付の処理が行われれば順次通知されるようになります。
No.8	介護事業所や医療機関がこのシステムに対応しないまたは参加しない場合は、意見書の依頼や回収なども現在のやり方のままになるかシステムを通してやり取りできる医療機関もあれば、対応していない医療機関は郵送での発送返信と複数のやり方が混在することになるか。	ご認識の通りです。 各保険者におかれましては、管内の医療機関等に対し、主治医意見書の電送の対応に関する案内等にご協力をお願いします。

## 多く寄せられた質問への回答

- 第2回自治体説明会開催後に、多く寄せられた問い合わせについてタスクごとに回答する。

### 参照可能な情報

項番	質問内容	回答内容
No.1	介護情報基盤に蓄積される情報について、たとえば担当ケアマネや主治医が変わる場合、前担当者が作成したケアプランや意見書等の情報は閲覧可能となるか。	ケアプランについては、ケアプランデータ連携システムと介護情報基盤の統合後の標準仕様を現在検討中です。主治医意見書については、要介護認定後の要介護認定情報として参照可能です。
No.2	介護情報基盤に審査会資料の電送機能がありますが、審査会委員が審査会資料を閲覧したい際に、その資料に直接メモ書きはできるのか。	介護情報基盤による審査会資料の電送により、審査会委員は、電子ファイル（PDFファイル）の受領又はWebブラウザ画面で閲覧が可能です（いずれの方式とするかは、各自治体において選択可能）。資料へのメモ書きには、審査会委員の方に電子ファイル（PDFファイル）を直接編集するソフト等を利用いただく必要があります。
No.3	今回の介護情報基盤の仕組みの中で、介護事業所（認定調査員）→自治体へ送付する認定調査票については、現時点では対象外という認識でよいか。	ご認識の通りになります。
No.4	要介護認定情報の開示請求について、施設入所のためなどで被保険者やその家族から要求があった場合に対応できるか。	被保険者やその家族からの要介護認定情報の開示請求は介護情報基盤にて対応していません。そのため、現行の運用を行っていただくこととなります。
No.5	審査会資料の電送に関して、電送される資料の種類は何か。	電送する資料としては、認定調査票、主治医意見書、一次判定結果などを想定しています。なお、電送時には資料を一つのPDFファイルにまとめていただきますので、各自治体における審査会において上記以外の資料を使用している場合でも、同一のPDFファイルとしていただくことで電送することが可能です。

## 多く寄せられた質問への回答

- 第2回自治体説明会開催後に、多く寄せられた問い合わせについてタスクごとに回答する。

### 助成金

項番	質問内容	回答内容
No.1	助成金はいつ入金されるか。	助成金の入金は原則、申請月の翌々月となります。助成金申請から振込までのスケジュールについては、以下の資料をご参照ください。-----介護情報基盤ポータルサイト>各種資料>助成金について知る・助成金申請手引き P27 <a href="https://www.kaigo-kiban-portal.jp/assets/pdf/jyoseikin_tebiki.pdf">https://www.kaigo-kiban-portal.jp/assets/pdf/jyoseikin_tebiki.pdf</a>
No.2	医療機関（主治医意見書作成医療機関）向け支援にかかる助成対象に公立病院は含まれるか。	（助成金交付要綱（主治医意見書の電子的送信機能の追加経費）より引用）助成金の交付の対象者は、保険医療機関となっております。そのため、保険医療機関の指定を受けていれば、公立病院も対象となります。
No.3	市直営の地域包括支援センター（介護予防支援事業所）の場合も助成金の申請は可能か。	地域包括支援センターについては、介護予防支援事業者として介護保険サービスの指定を受けている場合に助成対象となります。介護予防支援については、「居宅介護支援」へ読み替え、助成対象（区分）は訪問・通所・短期滞在系となります。詳細は、以下の資料をご参照ください。 ----- 介護情報基盤ポータルサイト>各種資料>助成金について知る>介護事業所向け・助成金交付要綱（カードリーダー等の購入及び介護情報基盤との接続サポート等に係る経費） <a href="https://www.kaigo-kiban-portal.jp/assets/pdf/jyoseikin_youkou_01.pdf">https://www.kaigo-kiban-portal.jp/assets/pdf/jyoseikin_youkou_01.pdf</a>
No.4	カードリーダーは具体的に何を購入すればよいか。それに使用するスマホは事業所で用意するのか。	カードリーダーは、マイナ資格確認アプリに対応したカードリーダーであること条件となります。具体的な機器については、下記のリンク先の「■汎用カードリーダー」をご参照ください。 -----医療機関等向け総合ポータルサイト お知らせ ・【お知らせ】マイナ資格確認アプリを利用する際に必要な機器について <a href="https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&amp;sysparm_article=KB0011081">https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&amp;sysparm_article=KB0011081</a>  介護事業所・医療機関（介護サービス提供）向けの助成金の対象としては、カードリーダー及び接続サポート等費用となります。そのため、現在事業所で使用しているPC、スマートフォン、タブレット等をご使用いただくことを想定しております。なお、介護情報基盤で使用するPC、スマートフォン、タブレット等を新規でご購入する場合は、各都道府県主体の介護テクノロジー導入支援事業があります。----- <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001478274.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001478274.pdf</a>

## 多く寄せられた質問への回答

- 第2回自治体説明会開催後に、多く寄せられた問い合わせについてタスクごとに回答する。

### 初期セットアップ

項番	質問内容	回答内容
No.1	方式①バッチ処理と方式②ファイル連携を関係機関で協議の上決定すると説明がありましたが、いつまでに決定しておく必要があるか。	初期セットアップ完了後からの日々の介護情報基盤への情報連携については、各自治体で連携を開始いただくこととなります。そのため、初期セットアップ開始前までには決定し、運用方法を決めておいていただく必要があります。
No.2	初期セットアップは自治体職員での作業を想定されているか。	初期セットアップに際しては自治体職員とは限定いたしません。自治体側にて、介護保険システムからデータを抽出し、介護情報基盤に対する登録要求を行っていただく必要があります。詳細な対応内容については、介護保険システムベンダにご相談ください。

## 多く寄せられた質問への回答

- 第2回自治体説明会開催後に、多く寄せられた問い合わせについてタスクごとに回答する。

### 主治医意見書

項番	質問内容	回答内容
No.1	主治医意見書作成依頼は従来通り郵送で行うものと解釈してよいか。	主治医意見書作成依頼につきましては、令和8年4月からの介護情報基盤の開始時点は機能として具備される予定はございませんので、従来通りの方法で依頼いただきます。
No.2	主治医意見書の請求書は電子で連携されるか。	請求書情報は任意の項目ですので、医療機関側の対応がされることが前提となりますが、介護情報基盤で受け付けた請求書情報はCSV形式で保険者様へ連携いたします。
No.3	県外の主治医意見書についても電送受信できか。	医療機関から主治医意見書を電送する際には、依頼元の保険者番号を指定頂くこととなります。これにより県外の医療機関であっても依頼元保険者番号に紐づいて情報連携を行うことが可能です。
No.4	主治医意見書上における医師の同意について、現在は同意しないことを選んでいる医師も一定数いるが、改正後は一律に同意することになるのか。	今般の主治医意見書の様式の改正は、介護情報基盤の運用開始に伴い、同意欄の取り扱いを整理させていただく目的で行ったものです。より具体的には、同意欄へのチェックにより同意を求める運用から、「主治医意見書記入の手引き」（平成21年9月30日付け老老発0930第2号厚生労働省老健局老人保険課長通知別添2）に記載している主治医意見書の利用方法を踏まえ主治医意見書を作成いただくよう、運用を改めたものになります。
No.5	第2回自治体説明会市町村向け資料に記載のある認定申請書と主治医意見書の記載変更については、各市町村の介護情報基盤利用開始時期にかかわらず、令和8年4月1日から各市町村で記載を変更することを推奨しているのか。	認定申請書については各市町村の介護情報基盤利用開始時期にかかわらず、令和8年4月1日から各市町村で記載を変更することを推奨しています。なお、主治医意見書も同様です。

## 多く寄せられた質問への回答

- 第2回自治体説明会開催後に、多く寄せられた問い合わせについてタスクごとに回答する。

### 医療機関・介護事業所への周知

項番	質問内容	回答内容
No.1	「介護情報基盤」について、介護サービス事業者や医療機関向けの説明は実施しているか。	「介護情報基盤ポータル」を用いて情報発信をするとともに、厚生労働省から関係団体へ周知をしております。また令和8年度以降で説明会を実施してお示ししていきます。 各自治体におかれましては、厚生労働省から事務連絡で周知する内容を管内の介護事業所、医療機関へ周知いただきますようお願いいたします。チラシ等を配布いただける場合は、介護情報基盤ポータルでチラシの電子媒体を公開しているので使用してください。 (URL <a href="https://www.kaigo-kiban-portal.jp/notice/detail/52">https://www.kaigo-kiban-portal.jp/notice/detail/52</a> )

## 多く寄せられた質問への回答

- 第2回自治体説明会開催後に、多く寄せられた問い合わせについてタスクごとに回答する。

### PIA・三者契約

項番	質問内容	回答内容
No.1	国保連合会・国保中央会との3者契約の締結日は、全国一律でR8.4とされておりますが、PIAは3者契約までに行う必要がありますでしょうか。それとも、初期セットアップまでにPIAを行えばよいのでしょうか。	PIAについては3者契約までの間に締結しておく必要はなく、介護情報基盤への初期データセットアップまでの間に実施いただく必要があります。ただ、PIAについては時間を要することもあるため、余裕をもった対応を御願いします。
No.2	国保連合会・国保中央会との3者契約において費用はかかりますか？	令和8年4月締結予定の委託契約については、介護情報基盤に関する運営負担金と切り離して契約を行う予定です。運営負担金については、今後、改めてお示しする予定です。

## 多く寄せられた質問への回答

- 第2回自治体説明会開催後に、多く寄せられた問い合わせについてタスクごとに回答する。

### ケアプランデータ連携システム

項番	質問内容	回答内容
No.1	ケアプランデータ連携システムが介護情報基盤に統合することのだが、それに伴い、何らかの介護サービス事業所の費用等が発生するのか。接続先が変更となるのみということか。データ連携システム導入事業所において、何らかの作業が新たに発生するのか。	介護情報基盤との統合後は、介護保険資格確認等WEBサービスのブラウザ上でケアプランデータ連携システム同様の機能を利用いただけます。介護保険資格確認等WEBサービス利用開始にあたり、アカウント作成等の利用環境の準備が必要になります。

## 多く寄せられた質問への回答

- 第2回自治体説明会開催後に、多く寄せられた問い合わせについてタスクごとに回答する。

### 標準化対応

項番	質問内容	回答内容
No.1	標準化システムの導入が1年程度遅れている場合、何か留意しなければいけないことはありますか？	介護保険システム等標準化検討会（令和7年度第2回）にて介護情報基盤との連携を含めた市町村の介護保険事務システムの標準化対応の適合基準日が令和9年1月1日と設定されており、それまでに完了しない場合、R10年4月1日の介護情報基盤の本格運用に間に合わなくなる可能性があります。可能な限り早いタイミングでの標準化対応の実施をお願いします。

## アジェンダ

1. はじめに
2. 自治体の介護情報基盤利用開始時期
3. 介護情報基盤に関する補足説明
4. 介護保険資格確認等WEBサービスの利用イメージ
5. 令和8年度における介護事業所と医療機関に対する支援策
6. 認定ソフトの補足事項
7. その他
8. 第2回自治体説明会のFAQ
9. **事前質問への回答**

## 事前質問への回答

- 第3回自治体説明会にて、事前に受付した質問についてタスクごとに回答する。

### 情報閲覧・連携内容

項番	質問内容	回答内容
No.1	資料P9で医療機関、医師等が主治医意見書と調査票を閲覧できるのは「認定申請書提出日から30日間のみ」とされており、認定までの所要日数が30日程度かかることを考えると、閲覧可能な時期がほとんどないように思われますが、どのような想定でしょうか。認定前に調査票も閲覧できるという意味でしょうか。	主治医意見書作成依頼書が送付された医療機関・医師等が、主治医意見書を作成する際に、過去の要介護認定情報（調査票を含む）を閲覧・参考にしていただくことを想定しているためです。

### 標準化対応

項番	質問内容	回答内容
No.1	自治体システム標準化の「特定移行支援システム」に該当し、介護情報基盤への対応が本格運用開始日である令和10年4月1日以降となる見込みです。やむを得ず標準化後の対応となるが、問題ないか。	これまでの自治体説明会でご案内のとおり、介護情報基盤への連携するための改修は、標準準拠システムへの移行後に行っていただく認識で相違ありません。なお、特定移行支援システムに該当することにより令和10年4月1日以降に介護情報基盤の利用を開始する見込みである場合についても、現段階では、可能な限り、本格運用開始日に間に合わせられるよう、引き続き、ご対応いただくようお願いいたします。

### 負担金・補助金（自治体）

項番	質問内容	回答内容
No.1	介護情報基盤に関する自治体負担額について、「令和9年度以降における～決まり次第お知らせする」とありますが、現時点で想定されている確定時期の目安を教えてください。	地域支援事業における介護情報基盤の位置づけ等については、令和8年度地域支援事業実施要綱、交付要綱等でお示しますので、令和9年度以降の取扱いについては、確定時期の目安も含め、現時点で申し上げることは出来ません。

## 事前質問への回答

- 第3回自治体説明会にて、事前に受付した質問についてタスクごとに回答する。

### 包括同意 (1/3)

項番	質問内容	回答内容
No.1	<p>介護情報基盤の包括同意に関して質問です。 包括同意については、要介護（要支援）認定申請書の様式変更にてこれまでの同意欄に介護情報基盤の包括同意が得られると理解しています。</p> <p>そこで質問ですが、本市が扱う介護保険システムで、認定申請をした被保険者に包括同意を受けたかのチェックは必要になるのでしょうか？</p> <p>また、同意をしない人について、認定申請を受け、介護認定を受けることは可能でしょうか？</p> <p>本市では、認定申請書の同意欄について、同意を得られなかったことは今までありません。</p> <p>同意をしない場合は、審査に必要な資料が揃わないため、認定をすることが出来ないのではないかと考えていますが、今後は介護情報基盤での活用の包括同意も加わりますので、同意を得られないことは想定していないのではないのでしょうか？</p> <p>介護情報基盤への同意はしないが、認定を受け、これまで通り紙での提供は認めることのできる被保険者がいた場合の対応等についても教えて下さい。</p>	<p>介護情報基盤に係る包括同意については、現行の介護保険システムにおいても要介護認定情報の提供に係る同意の有無を管理していることを踏まえ、介護情報基盤に係る包括同意についても、同様の項目において管理いただき、介護情報基盤へと連携いただく必要があります。</p> <p>また、包括同意を行わない場合に要介護認定申請は可能なのかという質問につきましては、「「要介護認定等の実施について」の一部改正について」（令和7年11月20日付け老発1120第2号厚生労働省老健局長通知）において示されている、要介護（要支援）認定申請書の同意文は、改正前後いずれも「介護サービス計画の作成等介護保険事業の適切な運営のために必要があるときは」要介護認定情報を介護事業所等に提供できる、とする趣旨の記載としており、当該同意は要介護認定申請のための要件ではなく情報の提供に係る同意を取得するためのものです。</p> <p>最後に、介護情報基盤への同意はしないが、紙での提供に限って同意する被保険者への対応につきましては、厚生労働省としては提供方法（電子や紙等）を限定した同意は想定していないため、まずは包括同意の取得を進めるよう対応願います。なお、介護情報基盤を介さない紙文書での情報提供のあり方については、各保険者における個人情報保護に係る条例・規則等に照らし、各保険者において判断願います。</p>

## 事前質問への回答

- 第3回自治体説明会にて、事前に受付した質問についてタスクごとに回答する。

### 包括同意 (2/3)

項番	質問内容	回答内容
No.2	情報共有に係る同意取得と包括同意について、本市は令和10年3月に基盤対応の予定ですが、その時点ですべての認定者から包括同意をとることはできません。(令和7年に認定有効期間4年となっている方等)更新申請等で包括同意がとれた場合、入力できる仕様になっているということでしょうか。また、包括同意がとれるまでは介護事業所等が情報の閲覧はできないという認識でよいでしょうか。	要介護認定に係る区分変更申請書・更新申請書についても、様式変更の対象であるため、申請時に包括同意を取得することが可能です。また、介護WEBサービスにおいても、ケアマネジャーであれば包括同意を取得することが可能です。加えて、申請時以外であっても、介護保険システムから包括同意を介護情報基盤に連携することが可能であるため、介護情報基盤への対応後は、区分変更申請・更新申請の時期より前に包括同意を取得することも可能です。 なお、包括同意がない場合であっても、介護事業所等がすべての情報を閲覧できなくなるわけではありません。包括同意の有無によって閲覧可否が変わるのは一部の情報であり、具体的には資料10ページの表における灰色斜線セルに該当する情報です。それ以外の情報については、包括同意がない場合でも参照可能です。
No.3	包括同意について、居宅介護支援事業所等が取得する場合は、介護WEBサービスを利用することでしか取得できないという理解で差し支えないか。 また、介護WEBサービスで取得する際は口頭同意で差し支えないか。	自治体に代わって居宅介護支援事業者等が包括同意を取得する場合は、介護WEBサービス上でのみ取得可能となります。口頭で同意を取得いただき、包括同意の取得の有無は、介護情報基盤で管理されます。
No.4	①情報の閲覧には包括同意が必要とのことだが、地域包括支援センターが総合相談を受けた際に本人や家族の同意があれば、ケアプラン作成を行わずに済んだ場合も情報の参照は可能か。 ②権利擁護による介入等本人や家族の同意取得が著しく困難な場合は如何か。	①介護情報基盤を利用した情報提供に対する同意の取得は、自治体において「要介護(更新)認定申請書・認定区分変更申請書」を用いた取得、また、要介護認定の次回申請時において同意を取得するまでの間は、自治体に代わり、居宅介護支援事業所や施設・居住系サービス等の介護事業所が、介護WEBサービスを用いて同意を取得する運用です。 ②介護情報基盤を利用した情報共有に対する同意が取得できない場合は、閲覧に本人同意が必要な情報について、介護情報基盤経由での情報閲覧ができません。

## 事前質問への回答

- 第3回自治体説明会にて、事前に受付した質問についてタスクごとに回答する。

### 包括同意 (3/3)

項番	質問内容	回答内容
No.5	令和8年4月1日以降に旧様式で認定申請があった場合、同意はどのように管理すればよいか。例えば、新様式による再提出を求めるべきか、別途包括同意の取得をする必要があるのか。また、令和8年4月1日以降の申請であれば、旧様式による申請であっても、包括同意があったとみなしてよいか。	説明会資料p14に記載したとおり、介護保険システムにおける同意の情報については、同意を取得した日付が法施行前か後かで包括同意の取得状況が介護情報基盤に連携されます。 また、法施行後における旧様式による申請では、包括同意があったとみなすことはできないため、新様式での再提出を求めるなど、介護情報基盤を利用した情報の共有が可能となるよう、適切に対応いただくようお願いします。